

○ その他

235	答申 15（行情）499, 500 「柔道整復師に対する行政処分の命令書の一部開示決定に関する件」 ・ 答申に従って開示部分が拡大された再決定を妥当としたもの	1 本件事案について (1) 本件対象文書については、平成13年6月1日付け厚生労働省発医政第410号により厚生労働大臣が行った一部開示決定（以下「第1次決定」という。）に対して開示請求者から異議申立てがなされ、厚生労働大臣からの諮問を受けた当審査会においては、第1次決定において不開示とされた部分のうち、本籍を除き、すなわち、文書番号、住所、氏名、生年月日及び命令書発出年月日は開示すべきである旨の答申を行った。 厚生労働大臣は、既答申に従って、第1次決定を取り消す旨の決定（以下「原取消決定」という。）をした上、本籍以外の部分をすべて開示するとの決定（以下「第2次決定」という。）をし、開示請求者及び本件異議申立人等に対し、その旨を通知したところ、本件異議申立人から第2次決定について、本件対象文書における住所、氏名及び生年月日に係る開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがなされ、諮問庁は、本件諮問に至ったものである。 (2) 本件対象文書の開示の可否については、既答申及びそれを受けて既答申と同様の趣旨によりなされた原取消決定において、既にその判断が示されたところであるので、諮問庁及び当審査会は、既答申に反映されなかった事情でその判断に影響を及ぼすべき特段の事情の存在が認められない限り、これと異なる判断をすることはできないものと考えられる。
236	答申 16（行情）17 「「e！プロジェクト」(平成13年度補正予算分)の公募に係る応募一覧等の一部開示決定に関する件」 ・ 類似の行政文書について各行政機関の長が同様の開示決定をしなかったことを妥当としたもの	1 本件対象文書について 本件対象文書は、2005年に実現される世界最先端のIT国家の姿を広く国民・世界へ提示するためのショーケースとして、電子政府の実現・電子自治体の実現を始めとした公共分野における最先端のIT化の実現に資する事業を実施することを目的とした「e！プロジェクト」の平成13年度補正予算分の公募に係る応募一覧、集計表、提案書、意見書及び審査を行った外部有識者の委員リストである。諮問庁は、上記第1記載のとりの6件の文書を特定し、第1文書、第2文書及び第3文書については、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号に該当するとして一部開示、第4文書及び第5文書については、法5条2号イ及び6号に該当するとして全部不開示、第6文書については不存在を理由として不開示としたものである。 (略) 3 異議申立人のその他の主張について (1) 異議申立人は総務大臣に対して同様の開示請求を行った結果、法5条1号の不開示情報に該当する部分以外について開示されたので、諮問庁に対しても同様に法5条1号に該当する部分以外について開示すべきである旨主張しているが、情報公開法においては、開示請求を受けた各行政機関の長が、対象となる行政文書の内容を個別具体的に検討し、各行政機関の長が独自に開示・不開示の決定を行うこととなっていることからすれば、仮に類似の行政文書であるとしても異なる行政機関の長が異なる内容の行政文書について判断した場合、異なる決定がなされることは起こり得ることであり、

		既に開示されている類似の行政文書と同様の開示内容としなければならないものではないと考えられる。したがって、異議申立人の主張は採用できない。
237	答申１７（独情）５１～５３ 「淀川左岸線（２期）の概要」の一部開示決定に関する件外２件」 ・ 他の行政機関より同種の情報が公表されていることを理由に開示を求める不服申立人の主張を退けたもの	２ 不開示情報該当性について （３）異議申立人の主張について エ 上記ウの諸点を踏まえて検討すると、国土交通省近畿地方整備局で開示された図面に記載されている情報のうち、一部の類似情報（同種情報）が本件対象文書中にも記載されていることが認められるが、それも厳密に言えば異なる箇所について異なる表現方法で記載されているものであったり、あるいは図面全体として見れば情報の意味合いが異なるものであったりすることから、全く同じ情報であるとは認め難いものである。 よって、本件においては、限定された一部ではあるが、国土交通省近畿地方整備局において開示された情報と同種の情報が本件対象文書中に記載されていることが認められるものの、そのことをもって直ちに本件対象文書中の当該部分を開示すべきと判断することはできず、まして、上記（１）及び（２）に示した本件対象文書の性質や性格の位置付けが変更されるものでもなく、これを開示した場合の懸念が解消されるものでもないことから、開示することは相当でない。 なお、仮に同一の行政文書について、既に他の行政機関が法に基づく開示決定等を行っていたとしても、「その判断は、当該事案における個別の判断であり、他の行政機関が当該情報の公表慣行の有無を判断するに当たってこれを参考にすることはあっても、先行する開示決定等によって直ちに特定の情報に一般的な公表慣行が認められ、他の行政機関の判断を拘束するものとまで認めることはできない。」（平成１７年１０月２０日付け「平成１７年（行情）答申第３１５号」参照）と考えるべきであり、まして、同じ情報であると認められない本件にあっては、この理はなおのことである。 そして、国土交通省近畿地方整備局は、河川法２６条１項に基づく「工作物の新築等の許可」を与える立場にあり、必要な書類の提出を拒まれることを懸念する必要のない立場であり、上記ウに示すとおり各鉄道事業者意見照会を行わずに図面を開示したことが認められるが、一方、公団は、各鉄道事業者とは対等な交渉当事者の関係にあり、各鉄道事業者から任意で資料の提供を受けている立場であることから、今回、処分庁がこれらの鉄道事業者意見照会を行った結果、開示に反対する旨の意見を述べていることを踏まえれば、公団としては、それらの各鉄道事業者の意向を尊重すべきであると判断していることは是認されるべきである。
238	答申１８（行情）９４ 「特定工場に係る日本工業規格表示許可申請書の一部開示決定に関する件」	３ 審査請求人の主張について 審査請求人は、本件法人が公開を承諾しているため不利益を被ることはないとして、本件対象文書を不開示とする理由はない旨主張している。 諮問庁の説明によると、処分庁が行った法１３条１項の規定に基づ

	関係法人から法13条1号の照会に対する意見書の提出がなかったことをもって、当然に文書の公開を承諾したと解すべきではないとしたもの	く意見照会に対し、第三者である本件法人からの意見書の提出はなく、公開を承諾することについての明示的な意思表示はなかったとのことである。もっとも、意見照会文書には、意見書の提出がない場合には、全部を開示することについて、特に意見がないものと取り扱う旨記載されていた。 法13条1項の規定に基づく意見照会は、行政機関の長が開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うために第三者の意見を聴取しているものであり、第三者である本件法人から意見書の提出がなかったことをもって、当然に本件対象文書の公開を承諾することについての意思表示があったものと解すべきではなく、開示・不開示の判断は、当該第三者の意向も参酌しつつ、あくまでも法5条の規定により判断すべきものである。 よって、審査請求人の主張は、採用できない。
○	〔参考答申〕 答申18（行情）109 「昭和聖徳記念館建設計画の内容変更等について等の一部開示決定に関する件」 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、公表権を侵害する可能性があるととして、2号イ該当性を認めたもの	整理番号70の答申参照
239	答申18（行情）270 「警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件」 - 対象文書が膨大であるもの - 異議申立人が主張するような法27条4項（現在は情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項）の規定する調査を実施すべきものとは認められないと判断したもの	第3 諮問庁の説明の要旨 1 開示請求に係る行政文書について（略） なお、本件対象文書の種類及び種別については、A4判文書が18万3,247枚、B4判文書が6,865枚、A3判文書が1万7枚、A2判文書が54枚となっている。 第5 審査会の判断の理由 5 異議申立人の警察の不正経理に関する主張について （1）架空の事実に基づく不正経理であるとの主張について（略） しかしながら、当審査会において本件対象文書の記載内容の仔細を見分するとともに諮問庁の説明を聴取したところによれば、諸謝金の支出理由、相手方、旅費請求の理由、購入した装備品等の必要性、種類、用途の記載内容等について、特にそれらのいずれかが架空であるとか、虚偽であるなどと疑われる点やその他不自然な状況は認められず、むしろ装備品等の納入業者に係る情報は大半が開示され、旅費についても相当の部分が開示されており、その開示された膨大な情報と対照すると、本件対象文書が架空のものであると推測することは困難である。 また、異議申立人が提出した資料は、警察の作成する支出関連文書の中には真実性が疑わしいものがあることを指摘するもの

		ではあるが、これを逐一吟味するも、およそ警察が作成するすべての支出関連文書を架空だと断ずるものではなく、加えて、本件対象文書について直接に上記疑い等を抱かせるものでもない。 したがって、本件対象文書の記載内容について上記疑い等を推測させる点がない以上、当該文書の不開示情報該当性を否定することはできない。よって、異議申立人の主張はその前提を欠き、これを認めることはできない。 なお、異議申立人は、口頭意見陳述において、審査会が法27条4項（平成15年法律61号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく調査権限を行使すれば、容易に不正経理の事実を認定できる旨述べているが、本件対象文書の不開示情報該当性及び架空性についての当審査会の上記判断並びに法の趣旨に照らすとき、本件諮問事件において異議申立人が主張するような法27条4項（現在は情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項）の規定する調査を実施すべきものとは認められない。
240	答申19（行情）356 「特定時刑事施設にかかる被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件」 「被収容者身分帳簿（ただし、称呼番号が2000番台の被収容者に係るもので、平成18年11月1日から同年12月31日までの間に、その一部が、法に基づいて開示されたもの）（特定時刑事施設）」につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、取り消すべきであるとしたもの	2 本件対象文書の特定の可否について（略） 本件行政文書開示請求書には、請求する行政文書の名称として、「被収容者身分帳簿（ただし、称呼番号が2000番台の被収容者に係るもので、平成18年11月1日から同年12月31日までの間に、その一部が、法に基づいて開示されたもの）（特定刑事施設）」と記載されている。 請求する行政文書の名称の末尾には上記のように特定刑事施設の名称が記載されており、このように特定刑事施設の名称が記載されているのは、本件開示請求に係る行政文書の意義を限定する趣旨であると解されるから、上記の「被収容者身分帳簿」とは特定刑事施設の被収容者身分帳簿を意味すると解される。 （略） そして、諮問庁は、「2000番台の被収容者」との点について、口頭説明において、被収容者は、個々の施設でそれぞれ異なった称呼番号を付され、一方、被収容者身分帳簿は、被収容者を他施設に移送する際は、移送先の施設に引き継がれることから、被収容者身分帳簿には、別の称呼番号が付された複数施設に係る記録が編みつけされており、そのため称呼番号が2000番台の被収容者というのは、現に特定刑事施設に収容されている者のうち、当該刑事施設における称呼番号が2000番台の者ばかりでなく、過去に収容されていた刑事施設における称呼番号が2000番台の者も含まれると説明する。しかしながら、上記のように、本件開示請求書は、本件開示請求に係る行政文書の意義を限定する趣旨で特定刑事施設の名称が記載されていると解されるので、「2000番台の被収容者」というのは、現に特定刑事施設に収容されており、当該刑事施設における称呼番号が2000番台の者を意味するものと解される。 次に、諮問庁は、「法に基づいて開示されたもの」との点について、口頭説明において、被収容者身分帳簿が当該被収容者について回ることを踏まえると、特定刑事施設に収容される以前に別の刑事施設に収容されており、当該刑事施設で付されていた称呼番号が2000番台

		であった者の被収容者身分帳簿が、当該刑事施設在所中に開示されているような場合には、当該刑事施設の所在地によっては、処分庁が仙台矯正管区長とは限らないことも十分考えられると説明する。しかしながら、上記のように「２０００番台の被収容者」というのは、現に特定刑事施設に収容されており、当該刑事施設における称呼番号が２０００番台の者を意味すると解されるから、「法に基づいて開示されたもの」との点については、特定刑事施設を所管する矯正管区長がした開示決定に係る行政文書を意味すると言ふべきである。 以上のことからすると、本件行政文書開示請求書の記載から、本件開示請求に係る行政文書は一定範囲の被収容者身分帳簿であって、これを他の行政文書と識別することが可能であり、本件開示請求に係る行政文書を特定することができないとは言えないから、本件行政文書開示請求書に形式上の不備があったとは認められない。 したがって、処分庁が設定した補正の期限が法４条２項の「相当の期間」に該当するか否かを検討するまでもなく、原処分は妥当であったとは言えない。
241	答申２０（行情）１０２ 「岩国刑務所組織図（平成１９年２月１日現在）の一部開示決定に関する件」 平成１８年度岩国刑務所組織図（平成１９年２月１日現在）につき、その一部を不開示とした決定は、行政手続法１３条１項の規定に反する違法なものであり、取り消すべきであるとしたもの	１ 原処分に至る経緯等について（略） 当初決定は、情報公開法３条に基づく審査請求人の開示請求に対する、岩国刑務所に勤務する医師の氏名等を開示する決定であるから、行政手続法上の許認可等（同法２条３号）に該当するものである。そして、原処分は、当初決定を取り消すものであるので、同法１３条１項１号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。そこで、処分庁は、原処分を行うに当たっては、同条２項の除外事由等がない限り、同条１項１号に基づき、審査請求人に対して聴聞手続を行うべきであったところ、諮問庁の説明によれば、処分庁は、このような除外事由等がないにもかかわらず、原処分を行うに当たり、審査請求人に対して聴聞手続を行わなかったのであるから、原処分には手続上の瑕疵があると言ふべきである。なお、諮問庁は、原処分は実体面において妥当であるから不当であるとは言えないと説明するが、同号の規定は、不利益処分を受ける者の権利利益の手続的保護という観点から手続の公正を確保するものであるので、不利益処分が実体面において妥当であるということだけでは、同法が定める聴聞手続を行うことを要しないと解することはできない。 以上のとおり、原処分に至る手続は行政手続法１３条１項の規定に反する違法なものであり、既にこの点において、原処分は取消しを免れないものである。
242	答申２１（行情）４５７ 「西日本入国管理センターの被収容者が収容される部屋につき外部が見えない構造とされている根拠となる文書等の不開示決定（不存）に関する件」 法務大臣あての開示請求	２ 原処分の妥当性について （１）諮問庁は、口頭説明において、本件開示請求書を西日本センターにおいて受け付け、処分庁が原処分を行っていることについて、以下のとおり説明する。 審査請求人が、①西日本センターに対し、同センターにおける被収容者の処遇改善にかかわる種々の申入れを数度にわたり行う中で、本件開示請求を行っていること、②西日本センターに赴き、直接、当該開示請求書を提出していること、③本件対象文書は、本来西日本センターが保有すべき性質の文書であること、④処分庁が原

	につき、西日本入国管理センター所長が原処分を行ったことは、適正ではないとしたもの	処分を行ったことに不服を申し立てていないこと等から、審査請求人の意思を確認していないものの、本件開示請求は、処分庁に対してされたものと考えられる。 (2) しかしながら、諮問庁から関係規程の提示を受けて確認したところ、「法務省大臣官房秘書課事務分掌規程」及び「入国者収容所西日本入国管理センター事務分掌規程」においては、西日本センター等の地方支分部局において、法務大臣あての文書を受け付けることは規定されていない。そして、「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」により、西日本センターの所掌に係るもののみにつき、法第2章に定める行政文書の開示決定等に係る権限が、処分庁に委任されている。 そうすると、本件開示請求書の記載に基づけば、本件開示請求は、法務大臣に対してなされたものであって、処分庁は、原処分を行う権限を有しなかったものと解され、諮問庁が説明する上記(1)のような事情によっては、審査請求人が本件開示請求書の記載と異なり、処分庁に対して本件開示請求をしたものとは認められない。 本件のように、処分庁において開示決定等に係る権限を有しない開示請求書が提出された場合には、まず、開示請求者に対し、開示請求先である行政機関の長について確認をすべきである。その結果、法務大臣あての開示請求であれば、西日本センターにおいては受付をせず、法務省の提出先窓口を教示する等情報提供を行うことが望ましく、また、処分庁あての開示請求であれば、開示請求先である行政機関の長の記載について補正を求めるべきであり、その確認を行わず処分庁において原処分を行ったことは、適正ではなかったと言わざるを得ない。
243	答申21(行情)492 「宮城刑務所職員名簿等の一部開示決定に関する件」 ・ 内規に関連する訓令・通達も、法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するとして、新たにこれを対象とし、改めて開示決定等すべきとしたもの	3 本件対象文書2の特定について (2) 求補正及び本件対象文書2の特定の妥当性について ア 諮問庁から提示を受けた原処分に係る求補正書によると、処分庁は、審査請求人あてに平成20年7月11日付け文書で、本件請求文書1については、職員名簿、組織図及び施設のしおりの3文書が該当すると思料されるとし、本件請求文書2については、内規1及び内規2の2文書が該当すると思料されとした上で、これらの文書のすべてを請求する場合は、計5件分(1,500円)の開示請求手数料を納付する必要がある旨及び上記の文書以外で他に請求するものがあれば、更に詳細に記載願いたい旨補正を求め、その際、審査請求人の回答の便宜のため、回答書と題し、番号を付して上記5通の文書名を列举し、請求する行政文書の番号に○を付する旨及び他に請求する文書があればこれを詳細に記載する空欄を設けた書面を送付したことが認められる。 これに対し、諮問庁から提示を受けた審査請求人の回答書によると、審査請求人は、開示請求文書として、本件対象文書1(宮城刑務所職員名簿)及び本件対象文書2(内規2)の2件の文書番号に○を付ただけで、他に請求する文書欄には何らの記載をしなかったことが認められる。 イ 内規1と内規2が異なる文書であることは上記(1)のとおりであるが、審査請求人は、内規のみが対象文書ではなく、上級庁

		が発出した訓令及び通達も対象文書に該当するとして、対象文書を内規のみに誘導した求補正に基づく原処分は不当であると主張することから、内規２に関する訓令及び通達が本件請求文書に当たるかどうかについて検討する。 処分庁が当該訓令・通達を対象文書に含めなかった理由等について、諮問庁は、宮城刑務所では、内規は行政文書ファイル「所内例規（達示・指示・訓示等）」として、訓令・通達等は行政文書ファイル「本省例規（訓令・通達等）」として、それぞれ別ファイルに保存しており、原処分を対象とした同所の内規と上記訓令・通達は、法施行令１３条２項２号に定める「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に当たらないと考えたからであると説明する。 しかし、諮問庁も補充理由説明書において、本件開示請求書の記載内容からすれば、本件請求文書は宮城刑務所の内規に限定されず、訓令・通達等も本件請求文書に含まれると述べているように、内規２に関連する訓令・通達である別紙２の文書も本件請求文書に含まれると解される。 そして、一般に、刑事施設の内規は、法令や大臣及び本省局長の訓令・通達に基づき定められる性格のものであることからすると、訓令・通達とそれらに基づく内規とは法施行令１３条２項２号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するものと認められ、諮問庁の同号に該当しないとする説明は首肯できない。 なお、審査請求人は、求補正に対する回答書において、内規２を選択する旨記載しただけであるが、上記のように、本件開示請求書の記載内容からすれば、内規２に関連する訓令・通達も本件請求文書に含まれ、これら文書は法施行令１３条２項２号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当することからすれば、審査請求人が明示的に開示請求文書を内規２に限定し、これに関連する訓令・通達の開示は請求しないと記載していない以上、内規２を選択する旨記載したことは、これに関連する訓令・通達も開示請求しているものと解するのが相当である。 ウ 以上により、本件請求文書２につき、本件対象文書２を特定し、開示した決定については、内規２に関連する別紙２の文書を対象として、改めて開示決定等すべきである。 別紙２ 「受刑者の優遇措置に関する訓令」（平成１８年法務省矯成訓第３３２３号大臣訓令） 「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」（平成１９年法務省矯成第３３４７号矯正局長依命通達）
○	〔参考答申〕 答申２２（行情）３６４ 「日米防衛協力のための指針」関連１３の一部開示決定に関する件（総会審議分）」	整理番号１１２の答申参照

	・ 総会の実施により、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更した事例	
○	[参考答申] 答申２２（行情）５３８ 「平成１７年度航空安全会議資料」の一部開示決定に関する件」 ・ 対象文書の原本、開示実施文書及びインカメラ文書との間に看過できない相違点があり、原処分における成立過程に重大な瑕疵があるなどとして、原処分を取り消すべきとしたもの	整理番号１９０の答申参照
○	[参考答申] 答申２２（行情）５５９ 「特定日に提出された特定会社による特定不動産の鑑定評価書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」 ・ 特定会社による特定不動産の鑑定評価書につき、法７条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであると諮問庁の主張を妥当としたもの	整理番号１７５の答申参照
244	答申２２（独情）５８ 「「金相場」の「非規制海外先物」に関するＰＩＯ－ＮＥＴの全国の消費生活相談情報の一部開示決定に関する件」 ・ データベースにつき、あらかじめ開示し得る項目を定め、当該項目のみ全部開示するという対応を合理的としたもの	４ 開示請求に対する対応について 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、国民生活センターは、ＰＩＯ－ＮＥＴに蓄積された情報に対する開示請求については、請求された情報に係るすべての項目を出力せず、基本方針においてあらかじめ開示しても支障がないとされている項目についてのみ出力し、開示する方法を採っていると説明する。 これについて諮問庁は口頭説明において、 ① 請求された情報に係るすべての項目を出力しても、基本方針においてあらかじめ不開示情報に該当するとされている項目については、結果的にすべて黒塗りせざるを得ず、また、開示できる項目であっても、該当する項目に情報が記載されていない場合、項目のみを開示しても、開示文書の分量が増大するのに比して開示される情報量が増えないにもかかわらず、開示請求者の要する開示実施手数料の負担が大きくなること、

		② 年間９００件を超える開示請求に対し、基本方針において不開示情報に該当する項目のすべてを黒塗りすることは、数名程度の現在の国民生活センターの業務体制では困難であること をその理由として挙げている。 本件開示請求は、消費者から寄せられた消費生活相談という機微な情報を、消費者行政に役立てることを目的に、ＰＩＯ－ＮＥＴというシステムに収集・蓄積した電磁的記録であるデータベースを対象として行われたものであり、ＰＩＯ－ＮＥＴに蓄積された消費生活相談の累積件数が１，４００万件（平成２２年７月現在）に及んでいる実態を踏まえると、対象文書となる個別の消費生活相談は、検索条件の設定いかんによっては、相当膨大な量に上ることが容易に想定されるところである。 そうした中で、上記３（１）ないし（４）に係る項目に記載された情報については、いずれもその内容から、相談者等を識別し、若しくは相談者等の権利利益を害するおそれ、当該相談者等の相談の相手方である事業者等の正当な利益を害するおそれ、又は消費生活相談を収集・蓄積し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てるという事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれのいずれをも否定することはできず、また、国民生活センターにおいては、公表すべきと判断した情報については、情報提供規程に基づき、別途公表する制度を構築していることにかんがみれば、諮問庁が個々人の消費生活相談という機微な情報に対する開示・不開示の判断を的確かつ効率的に実施するという目的の範囲内で、基本方針において、あらかじめ開示し得る項目を定め、当該項目については全部開示するという現行の対応を採用していることには、一定の合理性が認められる。 しかしながら、現在の開示実施方法においては、異議申立人も主張するように、不開示とすべき具体の理由が明確にされておらず、具体的にどのような情報が不開示とされているかが明らかではなく、本件開示決定通知書においては、それらが不開示とされる具体的な理由が十分示されているとは言えない。 したがって、諮問庁においては、今後、不開示部分の範囲を明確にした処分の理由付記を行うことが必要不可欠であることから、ＰＩＯ－ＮＥＴに入力されている消費生活相談情報の情報公開請求への対応においては、基本方針に基づいた開示項目（開示項目のうち、開示請求の対象となる消費生活相談情報にデータが入力されていない場合に出力されない項目を含む。）並びに不開示項目の一覧及びその理由を明確に記載すべきである。
○	[参考答申] 答申２３（行情）２２５ 「イラク関連事案等緊急対策本部会議に係る文書の一部開示決定に関する件」 ・ 原処分において本来不開示とすべきであったところ、開示するとの原処分を	整理番号２３－３１の答申参照

	行ったものとして、当該部分を不開示とする処分に修正することは、原処分の不利益変更であって、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会においては、当該部分の不開示情報該当性の判断は行わないとしたもの	
23-34	答申 2 3（行情） 4 1 6 「特定個人に係る死亡原因調査委員会調査報告の不開示決定に関する件」 約5年にわたり厚生労働省のホームページに掲載された後、本来開示すべきでなかったとして原処分とほぼ同時期にホームページから削除された情報について、原処分時においては公にされていたとした例	2 不開示情報該当性について（略） (1) 医療分科会の本件議事録について 本件対象文書は、上記1のとおり、医療分科会において特定大学病院から提出された特定個人に係る死亡原因の調査報告であるところ、その内容に関して異議申立人は、長年ウェブサイトに掲載されていた医療分科会の本件議事録において多くの内容が既に公開されている旨主張する。 そこで、諮問庁から提示された本件議事録を確認すると、本件議事録には、医療事故の概要及び安全管理体制等についての特定大学病院からの説明及び質疑応答等が記載されており、その内容の一部は、本件対象文書に記載された内容（別紙2の各区分に掲げる部分）と同一又は同旨であることが認められる。 しかし、諮問庁は、理由説明書において、本件議事録は本来開示すべきものではなかったものを厚生労働省のホームページにおいて公開していたため、削除したと説明するので、当審査会事務局職員をして、当該ホームページを確認させたところ、現在、本件議事録が公表されている事実は認められなかった。そこで、当該議事録のホームページへの掲載時期について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、正確な年月日は特定できないものの、平成14年2月28日以降掲載し、同19年2月から同20年1月頃までの間に削除したとのことであった。 したがって、本件議事録は、約5年にわたり厚生労働省のホームページに掲載されていたものであり、また、本件開示請求が平成19年6月15日、原処分が同年7月13日にそれぞれ行われていることを考慮すると、本件議事録は、原処分時においては、公にされていた情報と言うべきである。
23-35	答申 2 3（独情） 7 4 「診療録紛失に係る調査委員会に関する文書の一部開示決定に関する件」 多様な文書につき、表紙の付されたファイルに編てつされて保管されており、相互に関連性を有する文書であるからと言って、	2 不開示情報該当性について 諮問庁は、本件開示請求の対象となった法人文書については、それ自体を一つの文書であると考えており、随所に当該個人の氏名や、診療上の情報（入院期間、手術日、受診科名、担当医師名、病状など）が記録されていることや、入院診療録の検索を再度行うこととなった理由に関係した記録や文書もあることから、それらは全て特定個人の行動を明らかにすることにつながる情報であるとして、全体として法5条1号に該当すると説明する。同時に、個別文書に即して、不開示情報を説明している。 当審査会において本件対象文書を見分したところ、①背表紙、②診

	法の適用につき、全体として一つの法人文書であるとはできないとした例	療録返却要請通知文書とその原議書、③診療録調査協力要請通知文書とその原議書、④診療録紛失調査委員会議事録等や関連文書（同調査委員会配布資料）とそれらの原議書とから構成されていると認められるのであり、これらの多様な文書につき、表紙の付されたファイルに編てつされて保管されており、相互に関連性を有する文書であるからと言って、法の適用につき、全体として一つの法人文書であるとはできない。したがって、個別の各文書ごとに、その不開示部分につき、法5条1号の不開示情報該当性を検討する。
24-34	答申24（行情）339 「家電リサイクル法施行後の指定引取場所に対する立入調査実施報告書の不開示決定に関する件」 本件リストと本件対象文書とは、異なる行政文書ファイルにつづられている上、相互に密接な関連を有する行政文書とは言えず、また、本件対象文書も年度ごとに異なる行政文書ファイルにつづられており、立入調査について年度をまたがった継続案件もないことから、本件対象文書についても、年度ごとの行政文書ファイルが相互に密接な関連を有する行政文書とは言えないとした例	3 施行令13条2項該当性について（略） (2) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 本件リストは、家電リサイクル法17条に基づく指定引取場所（廃家電を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所）のリストであり、同法に関する問合せ業務等の参考に資する行政文書とともに、平成24年度家電リサイクル法関連資料と題する行政文書ファイルにつづられている。 イ 本件対象文書は、平成20年度分以降が年度ごとに該当年度を記した「家電リサイクル法施行状況に係る調査報告書関係書類」と題する行政文書ファイルにそれぞれつづられている。 なお、平成19年度分以前の調査報告書は、保存期間（3年間）満了により廃棄されている。 ウ 上記のとおり、本件リストと本件対象文書とは、異なる行政文書ファイルにつづられている上、相互に密接な関連を有する行政文書とは言えず、また、本件対象文書も年度ごとに異なる行政文書ファイルにつづられており、立入調査について年度をまたがった継続案件もないことから、本件対象文書についても、年度ごとの行政文書ファイルが相互に密接な関連を有する行政文書とは言えない。 エ 本件開示請求は開示請求手数料として1件分が納付されていたのであったので、開示請求手数料と請求文書の特定について補正を求めたが、審査請求人が補正を拒否したため、納付されていた開示請求手数料を本件リストの開示請求に充当し、本件対象文書については形式上の不備により不開示とする原処分を行った。 (3) 当審査会事務局職員をして公表されている経済産業省の行政文書ファイル管理簿を確認させたところ、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルは平成20年度ないし同23年度のものが年度ごとに別々の行政文書ファイルとされていることが認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件リストがつづられている行政文書ファイル及び本件対象文書のうちの同24年度分がつづられている行政文書ファイルについては、いずれも同年に作成されたもので、年度末に行政文書ファイル管理簿に登録することから、現在は公表されていないとのことであった。 上記の確認結果に照らすと、諮問庁の上記(2)の説明に不自然、不合理な点はなく、本件リストと本件対象文書は一の行政文書ファ

		イルにまとめられた複数の行政文書に該当するとは認められず、また、本件対象文書も年度ごとに異なる行政文書ファイルにつづられており、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書に該当するとは認められない。 また、本件リストと本件対象文書とは、指定引取場所のリストと指定引取場所に対する立入調査の報告書であるから、相互に密接な関連を有する複数の行政文書とは認められない。さらに、本件対象文書については、上記のとおり、年度ごとに異なる行政文書ファイルにつづられており、年度をまたがった継続案件がないことを考慮すると、年度ごとの行政文書ファイルが相互に密接な関連を有する複数の行政文書とは認められない。
24・35	答申 2 4（行情） 3 4 5 「秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議等の議事内容が分かる文書の開示決定に関する件」 行政文書開示等決定通知書において、開示する旨決定しながら、本件対象文書を保有していないとする不開示理由が記載されているため、開示決定か不開示決定かが判然とせず、原処分には、結論と理由が齟齬するという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例	2 原処分の適法性について （1）法 9 条 2 項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。 行政行為は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政行為は成立し、その書面の到達によって行政行為の効力が生ずるものであるところ、本件通知書は、本件対象文書の開示を決定しながら、本件対象文書を保有していないとする不開示理由を付記していることから、開示決定か不開示決定かが判然としない内容となっている。 したがって、原処分には、結論と理由とが齟齬するという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきである。
○	〔再掲〕 答申 2 5（行情） 2 8 6 「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件（総会審議分）」 総会の開催により、先例答申（5 条 6 号ロに該当し不開示が妥当）における不開示情報該当性の判断を変更した例	整理番号 2 5－2 1 の答申参照
25・36	答申 2 5（行情） 3 1 4 「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有	1 本件対象文書について 本件対象文書は、「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に係る、法務省が保有する文書等の資料」の開示を求める開示請求に対して、処分庁が特定した別紙 1 の 2 2 3 文書である。

する文書の一部開示決定に関する件(第1部会審議分)」 ・ 総会答申(平成25年度(行情)答申第286号)の残りの部分の答申	処分庁は、原告等の氏名、住所等については、法5条1号に該当し、訴外法人の名称等については、同条2号イに該当し、国の内部における検討又は協議に関する情報については、同条5号及び6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。これに対し、異議申立人は、同条2号イ、5号及び6号に該当するとして不開示とされた部分の開示を求め、諮問庁は、不開示部分のうち一部については開示としているが、その余の部分については不開示とすべきとしている。 そこで、以下、異議申立人が開示を求めている部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。 2 不開示部分の不開示情報該当性について (1) 諮問庁が法5条5号及び6号ロに該当するとしている部分について ア 「新件受理」、「保証金を要する事件について(報告)」、「大阪アスベスト訴訟(1陣)に係る判決言渡し予定について」、「大阪アスベスト訴訟(1陣)に係る判決言渡し結果について」、「いわゆる大阪アスベスト損害賠償請求控訴事件に係る判決言渡し予定について」、「いわゆる大阪アスベスト損害賠償請求控訴事件に係る判決言渡し結果について」及び「大阪アスベスト訴訟について」について(文書1, 44, 45, 161ないし164, 174, 195, 202, 208, 212, 215, 219) (略) (イ) 当審査会において見分したところ、標記各文書で諮問庁が法5条5号及び6号ロに該当するとして不開示とすべきとしているのは、決裁欄、当該事件の取扱いについて記載した部分(マスコミの注目度、担当部局、今後の予定等の応訴体制が記載されている。)、予想される判決内容等のほか、通信管理レポートの一部、発出文書の宛先等である。 これを検討するに、第一に応訴体制や予想される判決の内容を記載した部分については、いわゆる手の内情報に当たり、これを公にすれば、訴訟の一方当事者である国の機関内部における検討状況等が相手方に知られることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 第二に、通信管理レポートの一部、発出文書の宛先等は、国を当事者とする訴訟を一元的に管理する法務省大臣官房訟務部門が、個別の訴訟についていかなる機関、部署等と協議を行うかという情報であり、どのような体制で国側が訴訟に対応するかを示す情報といえる。これらを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害
--	---

		されるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 第三に、以下の点については、法5条のいずれの号に該当するのかも明確ではないため、諮問庁により具体的な補充理由説明を求めた。 A 各文書の決裁欄を開示していないこと B 文書163の開示部分のうち、原告の氏名及び官署のファックス番号以外不開示部分の開示理由 C 文書164の開示部分のうち、原告の氏名以外不開示部分の開示理由 (ウ) 上記の補充理由説明を求めた部分について検討する。 A 各文書の決裁欄について 諮問庁は、各文書の決裁欄を開示とすべき理由について、以下のとおり説明している。 個々の事件の訴訟対応方針が訟務部門内のどの範囲の決裁権者において決定されているかは、当該事件の内容や決定すべき訴訟対応方針の内容等によって異なるものであり、決裁欄は、当該訴訟における国側の応訴体制を明らかにするものである。また、実際にどの範囲の決裁権者が関わっているかという情報は、国側が当該訴訟をどの程度重視して対応しているか、当該訴訟の帰すうをどのように見通しているかを端的に示す国内部の情報であり、相手方に明らかにしていないものであるから、法5条5号及び6号ロに該当する。なお、決裁欄でも開示されているものもあるところ（文書2等）、これは、先例答申（平成23年度（行情）答申第257号）に従い、訴訟遂行に係る意思決定等の情報が記載されたものではなく、部内における「供覧」に係る性質のものについては開示している。 上記の諮問庁の説明を踏まえて標記不開示部分の開示情報該当性につき検討するに、決裁欄には、各事件に係る国の訟務部局における決裁権者や決裁過程の情報が記載されており、当該情報は、訴訟事件に関する国の応訴体制を明らかにするものであると言える。これを公にすれば、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかとなり、訴訟の一方当事者である国の機関内部における検討状況等が相手方に知られることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 B 文書163及び164について 諮問庁は、標記2文書は判決の言渡しを受けるに先立ち、敗訴した場合を想定し、判決の見込みや準備すべき保証金の額等を検討して、これを決裁したものであり、訟務担当者がどのような予想をしていたかを具体的に明らかにする情報
--	--	---

		であって、不開示部分全体が一体として法5条5号及び6号ロに該当し、文書163の一部については、法5条6号柱書きにも該当すると説明する。 当審査会において見分したところ、文書163では、予想される判決内容や敗訴した場合に必要な保証金額（原告ごとの金額、計算方法、全体の総額等）が不開示とされている。また、文書164では、予想される判決内容（訴訟の争点等に関する記載（「別紙2」）を含む。）、保証金額のほか、担当者が記載したと思われる決裁時のメモや、訴訟に関する事実の経過が記載された「別紙1」の内容が不開示とされている。 これを検討するに、標記各文書が、判決言渡し前の時点において、判決の見込み等を具体的に予想して作成されたものであることを踏まえると、訴訟の一方当事者である国の機関内部における検討状況等が相手方に知られることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当し、同条5号及び6号柱書き該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。なお、この判断は、当該訴訟において、その後いかなる判決が下されたか等に関わるものではない。 イ 「厚生労働省労働基準局回報書」、「訴訟事件の調査について（回報）」、 「損害賠償請求事件に関する調査事項について（回答）」、「争訟事件の係属について（回報）」及び「大阪石綿集団訴訟訴状に関する事実関係の確認について」の別紙の内容（文書51ないし53、56ないし58、63ないし65、72ないし74、81ないし83、86ないし88、134ないし141、176、177、197、198、204、210、211、214、217、221、222）について（略） （イ）当審査会において見分したところ、標記各文書は、所管府省が法務省から当該訴訟について調査回報を求められ、その回報として、所管府省としての率直な意見等が記載されている部分が不開示とされている。 （ウ）上記の諮問庁の説明を踏まえて検討する。 標記各文書には、当該紛争に係る事実関係、相手方主張の当否、訴訟追行に関する所管府省の意見等が記載されているところ、これらは、訴訟の一方当事者である国側の主張・立証等の協議・検討の材料となるものであり、国の機関内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報であると認められる。 したがって、これらを公にすると、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った訴訟対応方針に係る検討、意見交換に関する情報が明らかとなることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な報告をすることをちゅうちょすることとなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、個々
--	--	--

		の訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれを否定できず、訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 ウ 「期日経過報告書」、「期日外経過報告書」及び「経過報告」について（文書5～38, 41, 50, 59, 69, 75, 76, 90, 93, 95～121, 123, 124, 126～133, 147～149, 151～155, 173, 178～194, 200, 201, 207） （略） （イ）当審査会において見分したところ、各文書では、「経過要旨」欄の全てが不開示とされているほか、「決裁」欄、決裁欄右横付近の記載、「添付書類」欄、受付日、受付番号及び発送日が不開示とされていることが見受けられる。 「経過要旨」欄には、期日等に行われた法廷におけるやり取り、法廷外での協議内容、それを踏まえた今後の方針等が記載されている。このうち、法廷におけるやり取りを記載したにすぎない部分については、裁判は公開の法廷で行われていることから、諮問庁に対して裁判が公開されていることなどを踏まえた補充理由説明を求めた。また、文書5の経過報告及び文書13の期日外経過報告書の各「経過要旨」欄についても、同趣旨の疑問があることから、諮問庁に対して補充理由説明を求めた。さらに、決裁欄や発送日のような、訴訟に係る方針等が直接記載されているとは思われない部分についても、より具体的な補充理由説明を求めた。 （ウ）以下、各不開示部分につき個別に検討する。 A 各文書のうち法廷におけるやり取りを記載したと思われる部分について 当該部分について、諮問庁は、法廷でのやり取りを単に逐語的に記録したものではなく、国の訴訟対応方針を決定するために有益と判断された情報に絞ってとりまとめられたものであり、やり取りと国側担当者の評価が混在して一体となっていると説明している。そして、このような期日経過報告書の記載を有益な資料として組織的・統一的な訴訟活動を行っており、これを公にした場合には、当該期日における裁判所や相手方とのやり取りを国側担当者がどのように受け止めたのかが相手方当事者に明らかになり、今後の訴訟対応方針が相手方当事者に容易に知られるなど、国の訴訟活動に重大な支障が生ずることになると説明している。 諮問庁の説明を踏まえて検討すると、期日経過報告書の不開示部分のうち、添付書類の名称、「次回以降期日」欄及び「経過要旨」欄については、国の担当者により、国の訴訟対応方針等の検討、協議のために必要な情報を取捨選択して記載されている。また、「次回以降期日」欄及び「経過要旨」欄については、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等
--	--	---

		に係る率直な意見が記載されている。これらを公にすると、本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 B 文書5（「経過報告」）について 当審査会において見分したところ、文書5は、証拠保全手続に関する報告であり、添付資料も含めて「経過要旨」欄は全て不開示とされている。 この点につき、諮問庁は、文書5は、法務局訟務部の担当者が証拠保全手続における期日の経過を上司等に報告し、その内容について決裁を受け、その後の訴訟対応方針の決定に供されたものである。文書5は、特に添付資料を付けることによって経過要旨を作成しているが、どのような資料を供覧したかについても、訟務部門がどの程度、当該期日を重視しているかを示す重要な情報である。当該添付資料は、本文である経過要旨に引用されたものであり、本文と一体をなすものとして法5条6号ロ及び5号に当たるといふべきであると説明している。 これを検討するに、いかなる資料を添付してどのような内容の経過報告をしたのかにより、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討、協議における重要度が判明し、これらを公にすると、経過報告に本来報告すべき事項及び添付すべき資料の記載等を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあると認められるから、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 C 文書13（「期日外経過報告書」）について 当審査会において見分したところ、「経過要旨」欄、報道関係者へ説明を実施した結果の概要及び報道関係者へ配付した資料の全てが不開示とされている。 このうち、「経過要旨」欄（報道関係者へ説明を実施したことが記載されている。）及び報道関係者へ配付した資料については、公にすることを予定して報道関係者に対してなされたものであるため、公にすることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれ及び国の内部における検討、協議に支障が生じるおそれはなく、法5条5号及び6号ロに
--	--	---

		該当しないため、開示すべきである。 一方、報道関係者へ説明を実施した結果の概要については、国の担当者により、国の訴訟対応方針等の検討、協議のために必要な報道関係者との質疑応答の内容を取捨選択して記載されているため、これを開示すると、経過報告に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 D 「決裁」欄、受付日、受付番号及び発送日について 各文書のうち、「決裁」欄、発送日等のように訴訟に係る方針等が直接的に記載されているとは思われない部分につき、諮問庁は、まず「決裁」欄については、上記（ア）と同じく、訴訟事件に関する国の応訴体制を明らかにするものであり、単なる「供覧」とは性質が異なり、これらを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになるものであり、法5条5号及び6号ロに該当すると説明している。そして、受付日、受付番号及び発送日については、国の訴訟対応方針等に係る検討・協議にどの程度の期間を要したかが明らかになる情報であり、同号ロに該当するとしている。 これを検討するに、当該情報は、訴訟事件に関する国の応訴体制や検討状況を明らかにするものであり、これらを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 E AからD以外について 諮問庁は、標記各文書について、法務省大臣官房訟務部門並びに各法務局訟務部及び地方法務局訟務部門の担当者が当該訴訟の期日における訴訟活動の内容や状況等の経過を上司等に報告するために作成した文書であり、同文書の経過要旨には、国の訴訟対応方針等の検討、協議の前提となる情報や担当者の率直な意見等が記載されていると説明している。 これを検討するに、上記AからDまでを除く不開示部分に
--	--	--

		は、法廷外での協議内容、それを踏まえた国の内部での今後の訴訟対応方針等が記載されている。 これらは、国の担当者により、国の訴訟対応方針等の検討、協議のために必要な情報を取捨選択して記載されているほか、国の訴訟対応方針に関する率直な意見が記載されている。これらを公にすると、本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあると認められるため、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 エ 「即時抗告の要否について」、「上訴求指示」、「求指示（取下げ）」及び「取下げ求指示」について（文書40、46、49、60、66、68、77、78、89、142、167、172、199、205、206、218） （略） （イ）当審査会において見分したところ、標記各文書で諮問庁が法5条5号及び6号ロに該当するとして不開示とすべきとしているのは、「決裁」欄、上訴等の是非についての意見、検討内容が記載されている部分等であると認められる。 このうち、以下の点については法5条のいずれの号に該当するののかも明確ではないため、諮問庁により具体的な補充理由説明を求めることとした。 ① 各文書の「決裁」欄の不開示情報該当性（一部は開示されている） ② 文書46、89、142、167、172、199、205、206及び218の「通信管理レポート」又は「送信管理記録」の不開示部分の不開示情報該当性 ③ 文書46、49、60、66、68、77、78、89、142、167、172、199、205、206及び218の「訟務ファクシミリ電報」、「争訟事件に関する上訴について（求指示）」等の「文書番号」、「文書日付」及び「送信日」の不開示情報該当性並びに文書40の「供覧開始日」の不開示情報該当性 （ウ）以下、各不開示部分につき個別に検討する。 A 各文書の「決裁」欄について 諮問庁は、標記文書のうち、「決裁」欄を不開示としているものについて、上訴するか否かの決定を決裁によって行ったものであり、それ自体、「訴訟遂行に係る意思決定等の情報」として法5条5号及び6号ロに該当すると説明している。 これを検討するに、上記ア及びウと同じく、当該情報は、訴訟事件に関する国の応訴体制を明らかにするものである。
--	--	--

		これを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められるため、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 B 文書46等の「通信管理レポート」等について 諮問庁は、標記不開示部分について、法務省大臣官房訟務部門においてファクシミリの送受信をした相手方を記録したものであり、訟務部門の協議の相手方を明らかにするものであると説明している。そして、訟務部局が個々の訴訟における対応方針を決定する際に具体的にどこで協議するかという情報は、正に訴訟の一方当事者としての内部情報であり、これを公にすると、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるから、法5条6号ロに当たり、また、これを公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、同条5号にも該当すると説明している。 これを検討するに、上記アと同じく当該情報は、どのような体制で国側が訴訟に対応するかを示す情報であり、これを公にすると、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。 C 文書番号、文書日付、受付日、受付番号、送信日、電話聴取日時及び供覧開始日について 諮問庁は、標記の不開示部分について、国の訴訟対応方針等に係る検討・協議にどの程度の期間を要したかを明らかにする情報であり、法5条6号ロの不開示情報に該当すると説明している。 上記ウで検討した発送日と同じく、文書番号、文書日付、受付日、受付番号、送信日、電話聴取日時及び供覧開始日についても、当該情報は、訴訟事件に関する国の応訴体制、検討状況を明らかにするものであり、これらを公にすると、日付及び文書番号の大小等により、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、
--	--	--

		本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、不開示が妥当である。 D A～C以外について 諮問庁は、標記各文書について、訴訟の一方当事者である国の上訴に関する対応方針等に係る検討、協議における率直な意見が記載されており、国の内部における検討又は協議に関する情報であり、同様の検討や協議は、日常的に行われているものである。これを開示しなければならないとすれば、国の内部の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり（法5条5号該当）、また、争訟に係る事務に関する情報でもあるから、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると説明する（同条6号ロ該当）。 これを検討するに、上記AからCを除く不開示部分には、上訴等の是非についての検討内容、意見等の記載が不開示とされている。これらを公にすると、訴訟の一方当事者である国が訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えることにもなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められ、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。
25-37	答申25（行情）404 「生活の質に関する調査」の調査個票の不開示決定に関する件」 ・ 5条1号並びに6号柱書き及びハの不開示情報に該当するとして、全ての文書を不開示とした決定につき、調査対象者を推認できなくすることは可能であるから、全部不開示は認められず、再度検討の上、不開示情報に該当しない部分を開示すべきとした例	2 不開示情報（法5条1号本文後段）該当性について（略） （2）検討 ア 諮問庁より提示された「第1回生活の質に関する調査結果（検討用資料）」及び本件調査の調査票を見分したところ、本件調査は全国に居住する15歳以上の者10,440人を対象に行い、回収され本件対象文書に記録されているのは6,451人分であることが認められる。 設問は、全部で49問あり、その内容については、おおむね以下のとおりである。 ① 問1ないし問19は、主観的幸福度など国民の生活の質の評価や感情に関する同居家族や身近な人についての調査対象者の意見・評価を含む調査対象者個人の内心に関わるもの ② 問20ないし問47は、①を支える要因等として調査対象者自身や調査対象者の家族に関わるもの（性、年齢、家族構成、年収、居住形態や社会保障給付受給の有無等） ③ 問48及び問49は、第2回調査への協力の意向（調査対象者本人、調査対象者の世帯） 以上のように、質問内容は、同居家族や身近な人についての調

		査対象者の意見・評価を含む調査対象者個人の内心に関わるもののほか、年収・資産・負債状況や社会保障給付受給の有無、性、年齢、家族構成等といった属性に関するものであり、本件調査に対する回答である個票データは個人に関する情報といえる。 イ 諮問庁は、調査対象者が調査対象となったことを知る可能性のある近親者等であれば、調査対象者の属性や複数の回答内容を絞り込むことで、当該調査対象者の回答がどれか推測しようと主張しつつ、当該近親者等以外の者による推測の可能性も否定していないと考えられる。しかし、当該近親者等以外の者が、何らかの方法で特定の調査対象者の回答がどれかを推測することは、不可能であるとは言い切れないものの、通常、そのようなことは考えにくい。 一方で、当該近親者等であれば、調査対象者の属性や複数の回答内容を絞り込むことで、当該調査対象者の回答がどれか推測することが可能な場合があり得るという諮問庁の説明は、一部首肯できる。 このため、開示決定等に当たっては、当該近親者等が、調査対象者の属性や複数の回答内容を絞り込むことで、当該調査対象者及び当該調査対象者の回答がどれか推認することができなくすることは必要である。逆に、そのような推認ができないような質問に対する回答の部分は開示するべきである。 例えば、開示する部分を調査対象者の年収に関する回答のみとすれば、近親者等であっても当該調査対象者を推認できないことは明らかであり（その余の回答内容は開示されていないのであるから、これを知ることもしない）、これに他の質問に対する回答を加えたとしても、上記推認が困難と考えられる回答部分があるといえる。このように、近親者等であっても調査対象者を推認できないようにするための最小限の不開示部分を検討し、不開示情報に該当するかどうかの判断をするべきである。しかしながら、諮問庁は、全部不開示を主張するのみで、個々の不開示情報該当性について説明しない。 したがって、本件対象文書について、その全部を不開示とした原処分は、妥当とはいえない。 3 不開示情報（法5条6号柱書き及びハ）該当性について（略） （2）検討 諮問庁は、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力を得られなくなることを不開示理由としているが、当審査会事務局職員をして、個人が推認されない場合における信頼関係への影響の有無を確認させたところ、個人が推認される余地がなければ信頼関係に影響はないとの説明があった。 そうであれば、上記2（2）で述べたように、回答部分の不開示情報該当性を検討し、近親者等であっても当該調査対象者を推認できなくすることは可能であるから、当該調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力を得られなくなるとはいえず、法5条6号ハ及び同号柱書きに該当するとして、本件対象文書の全部を不
--	--	---

		開示とする諮問庁の説明を是認することは困難である。
26-28	答申 2 6 (行情) 2 7 9, 2 8 0 「行政文書ファイル「過去に起因する問題③」に含まれる文書の一部開示決定に関する件」 ・ 諮問庁が、開示決定通知書の不開示理由一覧表における不開示部分の表記に誤記があったので変更決定を行う旨理由説明書で説明したのに対し、原処分については、開示決定等通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、諮問庁が、異議申立てに対する決定において、原処分で開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することは、原処分を異議申立人に不利益に変更しようとするもので許されないとした例	1 本件対象文書について 本件対象文書は、文書 1 ないし文書 5 の 5 文書である。 諮問庁は、理由説明書において、文書 3 (3 枚目、4 枚目及び 7 枚目ないし 1 2 枚目) 及び文書 5 (1 枚目、6 枚目及び 7 枚目の件名欄並びに 4 枚目及び 5 枚目) (以下、併せて「本件開示部分」という。) については、本来法 5 条 3 号に該当し不開示とすべきところ、原処分ではその旨記載されていないので、当該誤りについて訂正し変更決定を行う旨説明している。 しかしながら、本件開示部分は、原処分 (開示決定等通知書) において開示されている部分であるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。 (略) 3 付言 本件開示部分については、諮問庁が理由説明書で初めて主張したものであり、本件対象文書につき、原処分の段階で、開示すべき情報があるか否かについて十分精査した上で、不開示部分を特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきである。 また、原処分については、開示決定等通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、諮問庁が、異議申立てに対する決定において、原処分で開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することは、原処分を異議申立人に不利益に変更しようとするもので許されない (行政不服審査法 4 7 条 3 項ただし書)。
26-29	答申 2 6 (行情) 3 4 2 「特定会社で発生した従業員の自殺に対し労災適用を認定した際の決定理由が分かる審査請求に係る決定書の一部開示決定に関する件」 ・ 労働者災害補償保険審査官が労災認定を客観的に判断した根拠にかかる記載については、同じ事件の実地調査復命書において不開示とすべきとした記載と同様の内容であっても 5 条 6 号柱書きに該当せず開示すべきとした例	(3) 部分開示の可否について イ 個人識別部分を除いたその余の部分について (ア) 別表の 5 欄の (i) に掲げる部分について 別表の 5 欄の (i) に掲げる部分については、これらを開示することによって、知人、元同僚等の関係者に従業員が特定され、特定従業員の権利利益を害するおそれはないと認められ、部分開示すべきである。 (イ) 別表の 5 欄の (ii) に掲げる部分について a 別表の 5 欄の (ii) に掲げる部分については、上記 (ア) と同じ理由により、特定従業員の権利利益を害するおそれはないと認められる。 b また、別表の 5 欄の (ii) に掲げる部分は、特定会社における内部管理情報に係る記載とは認められず、これを公にすることにより、人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。 (ウ) 別表の 5 欄の (iii) に掲げる部分について a 別表の 5 欄の (iii) に掲げる部分については、上記 (ア)

		と同じ理由により、特定従業員の権利利益を害するおそれはないと認められる。 b また、別表の5欄の(iii)に掲げる部分を開示することによって、事業場が特定されるおそれがあるとはいえず、また、当該部分には、労働基準監督署からの調査協力依頼に応じる形で労災審査請求人、関係者及び関係事業場から提供された情報も記載されておらず、これを公にすることにより、労災審査請求人等の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、労災認定を実施していくために必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。
26・30	答申26（行情）377 「行政文書ファイル「自衛権関連（7）」につづられている文書の一部開示決定に関する件」 ・ 開示決定通知書は、対象文書について開示を決定しながら、不開示とした部分があるとして不開示理由を付記していることから、開示決定か不開示決定かが判然としない内容となっており、原処分には結論と理由とがそごずするという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例 ・ また、諮問庁が開示決定通知書を差し替えて瑕疵が治癒されるとしていることについて、開示決定を不開示決定に変更することは許されないとし、当初の処分における開示部分を不開示とする処分に修正することは、行政手続法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当するから、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項等同法所定の手続を経	1 本件異議申立て後の経緯等について (1) 異議申立人は、原処分を通知した行政文書開示等決定通知書（以下「本件通知書」という。）において、開示請求対象行政文書一覧表では「開示」とされている文書2が、不開示理由一覧では不開示部分があるとされていることは、本件異議申立ての理由が存在する証左である旨主張しているところ、本件の諮問書には、本件通知書ではなく、平成26年6月6日付け情報公開第01259号行政文書開示等決定通知書（以下「不開示通知書」という。）が添付されており、その開示請求対象行政文書一覧表には、文書2が部分開示と記載されている。 そこで、諮問庁から本件通知書の提示を受けて確認したところ、本件通知書は、不開示通知書と同じ日付及び文書番号のものであるが、異議申立人の主張のとおり、文書2について、処分としては開示を決定し、不開示理由一覧において、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする旨記載されていることが認められた。 (2) 不開示通知書が作成された経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 処分庁は、平成26年6月10日に本件異議申立てを受け、本件通知書に誤りがあることに気付き、外務省の情報公開担当者が、異議申立人に電話による連絡を試みたが、連絡が取れなかったため、同月12日、異議申立人に対し、本件通知書に誤記があることの説明、謝罪及び正確な通知書に差し替えさせていただきたい旨を記載した書簡と共に、本件通知書と同じ日付及び文書番号で文書2を部分開示とした行政文書開示等決定通知書（以下「部分開示通知書」という。）を異議申立人宛てに送付した。 イ 処分庁は、諮問を行うための準備をしている際に、部分開示通知書の不開示理由一覧に更に誤りがあることに気付き、外務省の情報公開担当者が、異議申立人に電話により再度連絡を試みたが、連絡が取れなかったため、平成26年8月27日、異議申立人に対し、部分開示通知書に更に誤記があることの説明、謝罪及び正確な通知書に差し替えさせていただきたい旨を記載した書簡と共に、本件通知書と同じ日付及び文書番号の不開示通知書を異議申立人宛てに送付した。

	るべきであるとした例	ウ 処分庁、諮問庁としては、本件通知書が不明確な内容であり、不開示通知書により、原処分の内容を明確にすることができ、本件通知書から不開示通知書に差し替えが行われたと認識していることから、審査会に提出した諮問書には、不開示通知書のみを添付した。 2 原処分の適法性について (1) 法9条2項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。 行政行為は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政行為は成立し、その書面の到達によって行政行為の効力が生ずるものであるところ、本件通知書は、文書2について、開示を決定しながら、不開示とした部分があるとして不開示理由を付記していることから、開示決定か不開示決定かが判然としない内容となっている。 したがって、原処分には、結論と理由とがそごするという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきである。 (2) ところで、諮問庁は、本件通知書が不明確な内容であるので、不開示通知書と差し替えて原処分の内容を明確にした旨説明するが、文書2について、本件通知書の結論は開示決定であり、不開示通知書は一部開示決定であるので、本件通知書を不開示通知書に差し替えることは許されない。 なお、当初の処分における開示部分を不開示とする処分に修正することは、行政手続法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当するから、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項等同法所定の手続を経るべきである（平成23年度（行情）答申第225号）。 3 付言 処分庁は、原処分に上記2（1）のとおり重大な瑕疵があることに気付かないまま本件通知書を異議申立人に送付し、本件異議申立てを受けて初めて当該瑕疵に気付いたものの、当該瑕疵が通知書の差し替えで治癒されると軽々に判断しており、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。 また、諮問庁も、理由説明書において、不開示通知書を前提とした説明をしており、処分庁と同様、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。 処分庁、諮問庁においては、今後、法の趣旨を正しく認識し、開示請求及び不服申立てに係る手続の適正化を図ることが強く望まれる。
26-31	答申26（行情）561 「「過去の研究成果」の不開示決定に関する件」	2 不開示情報該当性について (1) 当審査会において、諮問書に添付されている行政文書開示請求書を確認したところ、「請求する行政文書の名称等」欄に「「過去の研究成果」（出典：2012. 8. 28－本本B506）」に該当する

・ 過去に一部開示された文書の不開示部分（黒塗り部分）に名称が記載された文書の開示請求について、その後の不服申立てにより当該部分の不開示情報該当性が否定されて開示されたという経緯の下では、当該部分は本来開示されているべきであったという前提で本件対象文書の不開示情報該当性も判断すべきであるとし、当該部分等の記載から判明する本件対象文書の名称、及び本件対象文書の過去の開示請求で開示されていた部分は、本件においても開示すべきであると判断した例	もの全て」と記載され、チャート図が添付されており、同図の「過去の研究成果」と表記された枠内（以下「過去の研究成果欄」という。）の黒塗り部分に、開示請求者（異議申立人）が矢印で「こちら」と示していることから、異議申立人は、当該黒塗り部分に記載されている文書の開示を求めているものと認められる。 上記チャート図について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。 ア 当該チャート図は、異議申立人が過去の開示請求により開示を受けて入手した、防衛省保有に係る行政文書の一部である。 イ 本件不開示決定の時点において、過去の研究成果欄の具体的な内容については、陸上自衛隊の作成した防衛構想等に資するための諸研究に係る情報であって、当該欄に該当する文書を公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすと考えられたことから、その全部が法5条3号に該当するものとして不開示とした。 (2) 上記諮問庁の説明を踏まえて、当審査会において更に確認したところ、次の事実が認められる。 ア 上記チャート図は、当審査会の平成26年9月16日付け答申（平成26年度（行情）答申第187号。以下「先例答申1」という。）の対象となった文書（以下「別件文書」という。）の一部である。 イ 当審査会は、先例答申1において、別件文書のうち、当該チャート図の過去の研究成果欄の黒塗り部分等は、法5条3号に該当しないことから開示すべきであると判断した。なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、先例答申1を受けて、別件文書につき、開示すべきであるとされた部分を開示する決定を行ったとのことであった。 ウ 上記決定に基づき開示された過去の研究成果欄の上記黒塗り部分には、箇条書きにより、2種類の研究の略称が記載されており、そのうち、上段部分に記載されている研究については、別件文書のうち、諮問庁の上記決定により開示された部分と照合すると、本件対象文書を示すものであることが判明する。 (3) そこで検討すると、諮問庁は、過去の研究成果欄の黒塗り部分が法5条3号の不開示情報に該当することを前提として、本件対象文書につき、その名称を含めた全体が、我が国の防衛体制、防衛力の現状等を推察されるとして不開示とすることが妥当であると判断したものと認められるが、上記（1）及び（2）の経緯に鑑みると、過去の研究成果欄の黒塗り部分や本件対象文書の名称は、原処分時点において、本来開示されているべきであったものであり、本件対象文書の不開示情報該当性についても、これを前提として判断すべきである。 そして、当審査会において確認したところ、本件対象文書は、当審査会の平成24年7月2日付け答申（平成24年度（行情）答申第98号。以下「先例答申2」という。）において対象となった文書の一部であることが認められる。
---	---

		また、この先例答申２の原処分においては、本件対象文書につき一部開示決定がなされ、先例答申２も当該決定を妥当と判断しているところ、当該原処分においては、本件対象文書の名称その他の部分が開示されていることが認められる。 さらに、先例答申２の原処分で開示されていた部分については、現時点においても、その判断を変更して不開示とすべき特段の事情があるとは認められない。 したがって、当該部分、すなわち別紙に掲げる部分については、既に先例答申２の原処分で開示されていることから、これを公にしても、上記第３において諮問庁が説明するような、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから、開示すべきである。 これに対し、本件対象文書のうち、別紙に掲げる部分を除く部分については、先例答申２の判断を変更しなければならない特段の事情があるとは認められず、先例答申２における判断と同様の理由から、法５条３号に該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。
26-32	答申２６（行情）５６３ 「特定会社事件で被害を受けた年金基金のうち代行返上できない基金のため赤の他人の厚生年金保険料で補填を検討している文書等の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 本件対象文書については、本件において明らかな事実に即した広義な解釈をすべきであり、その場合、少なくとも国会質問案及び国会答弁案等の文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであるとした例	３ 本件対象文書の保有の有無について （１）本件対象文書について ア 諮問庁の説明について 諮問庁は、特定会社問題を契機として顕在化した厚生年金基金等をめぐる課題については、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」及び社会保障審議会年金部会「厚生年金基金制度に関する専門委員会」において、「特定会社事件で厚生労働省ＯＢに被害を受けた年金基金」に特化して、その損失を補填するような検討は行っておらず、当該有識者会議及び専門委員会以外にも「特定会社事件で厚生労働省ＯＢに被害を受けた年金基金」に対する損失補填を検討した事実もなく、本件対象文書を作成又は取得していないと説明している。 イ 本件対象文書の解釈について （ア）上記アの諮問庁説明は、「特定会社事件で厚生労働省ＯＢに被害を受けた年金基金」に特化した検討をしたことに係る文書として、本件対象文書を狭義に解釈していると考えられる。 （イ）特定会社問題に関して諮問庁が提示した資料の記載によれば、特定時点の厚生労働省調査結果において、５８１の厚生年金基金のうち、３６６の同基金に国家公務員ＯＢの役員が在籍しているとのことであり、また、特定年度の厚生労働省基本データにおいて、特定会社に投資残高のある８４の同基金のうち、５２の同基金が、厚生年金を国に代行して給付するための資産が消失し、いわゆる代行割れを来すことが明らかとなっている。 そして、特定会社事件に限らず、一般に、資産が消失した厚生年金基金が、代行割れを来し、かつ、厚生年金の代行給付を国に返上することもできないとなると、その資産を補填するために採り得る方策の一つとして、加入している事業主及び被保

		険者（労働者）に、厚生年金保険料から成る掛金を増額して納付させることを検討することとなる。 （ウ）したがって、本件対象文書は、本件において明らかな事実在即して広義に解釈して、特定会社事件で被害を受けた厚生年金基金のうち、資産が消失して代行返上できない基金のため、厚生年金基金の厚生労働省OBの役員が自己負担するのではなく、事業主及び被保険者の厚生年金保険料で資産消失分の補填を検討しているもの、又は事業主及び被保険者の厚生年金保険料で基金の資産消失分の補填を検討していない場合にはどのような対策をとるか検討しているものと解して、これを対象とすべきである。 （２）本件対象文書の保有の有無について ア　ところで、特定会社問題を契機として顕在化した厚生年金基金等をめぐる課題については、特定会社問題が発覚した後、Ⅰ）衆議院予算委員会、参議院予算委員会等の国会会議録、Ⅱ）厚生労働大臣の記者会見録並びにⅢ）衆議院議員及び参議院議員からの質問主意書に対する政府答弁書において、厚生労働大臣及び同省による見解が述べられている。 特に、特定会社事件で被害を受けた厚生年金基金に対して厚生労働省が損失補填その他の個別の支援・救済をするための対策又は措置を講じない旨については、上記Ⅰ）の国会会議録において、当時、政府側国会答弁として述べられている。 イ　そのため、当審査会において、諮問庁に対し、当該国会答弁と同旨の方針、見解等が述べられている可能性のある、厚生年金基金の監督当局（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課）が作成した、特定会社問題に関連するⅰ）国会質問案及び国会答弁案、ⅱ）記者会見における想定問答案並びにⅲ）質問主意書に対する答弁書案の提示を求め、それらの資料の内容を確認した。 ウ　上記ⅰ）ないしⅲ）の提示資料を確認した結果、同ⅰ）の国会質問案及び国会答弁案のうち、別紙に掲げる文書には、厚生労働大臣又は厚生労働副大臣により、企業年金の積立不足の負担は、事業主が、掛金の引上げにより負担することが基本であり、国として積立不足を負担することは、厚生年金基金に加入していない厚生年金被保険者との公平性などの観点から、適切でないと考えている旨の答弁案が記載されていることが認められる。 エ　上記の答弁案が記載された別紙に掲げる文書は、「特定会社事件で厚生労働省OBに被害を受けた年金基金のうち、基金が消失して代行返上できない基金のため赤の他人の厚生年金保険料で補填を検討しているもの」に該当し、厚生労働省が保有しているものと認められる。 オ　したがって、厚生労働省において、本件対象文書に該当する文書として、少なくとも、別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、上記の検討をしていない場合を前提とした「どのような対策をとるか検討しているもの（厚生労働省の退職金を減額して補填するなど）」の保有の有無については判断するまでもなく、別紙に掲げる文書を対象として、調査の上、更に本件対象文
--	--	---

		書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。
27-29	答申 2 7 (行情) 1 6 9 「特定私立大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書(大学院の課程)における特定研究科部分等の一部開示決定に関する件」 対象文書と同種の過去の文書が国立公文書館において公開されていることに関して、国立公文書館に移管された文書の特定歴史公文書等としての利用の可否については、当該文書が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮等した上で判断されるものであって、国立公文書館で利用に供されている情報と同種の情報に直ちに法 5 条各号の不開示情報に該当しないということとはできないと判断した例	3 異議申立人のその他の主張について (1) 異議申立人は、国立公文書館において本件学校法人に係る過去の課程認定申請書が公開されている事実を踏まえて、不開示部分は、法 5 条 1 号ただし書イに該当する等と主張している。 しかし、異議申立人も認めているように、国立公文書館に移管された文書の特定歴史公文書等としての利用の可否については、当該文書が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮(公文書管理法 1 6 条 2 項)等した上で判断されるものであって、現に利用されている行政文書に係る法に基づく開示・不開示の判断とは異なるものであって、国立公文書館で利用に供されている情報と同種のものであるからといって、行政文書に記載されている当該同種の情報に直ちに法 5 条各号の不開示情報に該当しないということとはできない。
27-30	答申 2 7 (行情) 7 0 9 「「特許庁業務運営計画(案)」等の一部開示決定に関する件」 「特許庁業務運営計画」策定に関する庁内委員会の議事録等の開示請求に対し、庁内委員会とは位置付けが異なる庁議に関する文書は対象文書に該当しないとして特定しなかった原処分について、特許庁内における庁内委員会と庁議の位置付けの違いを国民が正しく理解することは困難であり、本件開示請求は、特許庁	2 本件対象文書の特定の妥当性について (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 (略) オ 特許庁業務運営計画の策定の経緯は上記イないしエのとおりであり、庁内委員会(特許庁内において特定の事案の議論等を行うために組織規程に基づき個別に設置される会議等)は設置していない。 なお、庁議とは、特許庁内の各部署の所掌事務に関して必要あるものにつき認識の共有を図るべく報告する会議で定期的開催しており、特許庁業務運営計画に関しては、平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日及び同 2 6 年 6 月 1 7 日の庁議において報告を行っているが、庁議は庁内委員会とは位置付けが異なるものであることから、庁議に関する文書は本件請求文書に該当しないと判断し、原処分では特定しなかった。 (2) 諮問庁から庁議に関する文書の提示を受けて確認するとともに、当審査会事務局職員をして特許庁ホームページを確認させたところ、特許庁業務運営計画の策定経緯については、諮問庁の上記(1)

	業務運営計画の策定経緯が分かる文書の開示を求める趣旨と解すべきであり、庁議に関する文書もこれに該当することから、改めて開示決定等をすべきであると判断した例	イないしエの説明のとおりであり、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められる。 しかしながら、本件開示請求書にある「庁内委員会」は例示であって、本件開示請求は、特許庁内における特許庁業務運営計画の策定経緯が分かる文書の開示を求める趣旨と解すべきであり、庁議に関する文書については、庁内委員会ではないが、特許庁業務運営計画の策定経緯に係る文書であり、本件請求文書に該当すると認められるので、庁議に関する文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。 (略) 4 付言 諮問庁の理由説明書における説明や当審査会に対する説明から、処分庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を特許庁業務運営計画の策定に関する庁内委員会の議事録等の開示を求めるものと本件開示請求書の文言どおり解釈して対応したものと認められるが、特許庁内における庁内委員会と庁議の位置付けの違いを国民が正しく理解することは困難である。 仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきであり、その確認や求補正をすることなく本件対象文書を特定したことは、本件開示請求の趣旨を限定的に解釈しすぎたものであって、不十分であったと認められる。 処分庁・諮問庁においては、今後、開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために必要な情報提供を行うなどして、適切な対応をすることが望まれる。
27-31	答申 2 7 (行情) 9 1 2 「特定事件番号の答申に係る行政文書開示請求において開示されるべきであったのに開示されなかった文書の不開示決定（不存在）に関する件」 「別件開示請求において、開示されるべきだったのに開示されなかった文書」との請求文言の開示請求について、別件開示請求に係る異議申立てが棄却されていたことを考慮すると、当該請求文言により文書を特定することは困難であって、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該	1 本件開示請求について (1) 本件開示請求は、「別件開示請求において、開示されるべきだったのに開示されなかった文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別件開示請求に対し、アフターケア報告書を特定し一部開示する決定を行ったところ、文書の再特定及び全部開示を求める異議申立てがなされたため、審査会に諮問し、別件答申において、アフターケア報告書を特定しその一部を不開示としたことは妥当であるとされたことを受け、当該異議申立てを棄却する旨の決定（以下「棄却決定」という。）を行ったとのことであった。 別件答申を確認するとともに、諮問庁から棄却決定に係る決定書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記説明を是認することができる。 (2) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、棄却決定により別件答申に係る異議申立てが棄却されていることを考慮すると、「別件開示請求において、開示されるべきだったのに開示されなかった文書」とは、どのような文書の開示を求めているのか不明であり、処分庁が当該請求文言により本件対象文書を特定することは困難であって、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がな

	請求文言の補正がなされない限り、形式上の不備により不開示とすべきものであると判断した例	されない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。 なお、異議申立人は、異議申立書及び意見書において特定の文書が別件開示請求で特定されるべき文書であった旨主張しているが、これは、棄却決定により棄却された異議申立ての蒸し返しと認められ、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきであり、「別件開示請求において、開示されるべきだったのに開示されなかった文書」という本件開示請求書の文言では、上記のとおり、文書の不特定という形式上の不備により不開示となるものである。 処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示としているが、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があるので、原処分前に、異議申立人に対し開示を求める文書を特定するための請求文言の補正を求めるべきであったといえる。 しかしながら、本件開示請求については、請求文言の補正がなされていないので、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、不存在につき不開示としているので、結論において妥当であると認められる。
27-32	答申 2 7 (行情) 9 1 3「憲法 9 条の解釈変更を国会等で説明するため政府が作成した想定問答の不開示決定(不存在)に関する件」 本件開示請求書に特定新聞の記事が添付されていたことから、当該記事に記載されている想定問答集の開示を求めるものと解し、不開示(不存在)の原処分が行われたのに対して、本件開示請求書の請求文言(「憲法 9 条の解釈変更を国会などで説明するため、政府が作成した想定問答」)自体にはそのような限定的な記載がないことから、処分庁が限定的に請求文言を解釈して決定を行ったことは、法 1 条及び 3 条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ず、開示請求内容に合致する文書全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 本件開示請求書に「特定新聞(特定年月日)の報道」(以下「添付文書」という。)が添付されていたことから、添付文書に記載されている想定問答集の開示を求めるものと解し、添付文書の記載内容に基づき関係部署を探索したが、内閣官房国家安全保障局(以下「国家安全保障局」という。)では当該想定問答集を作成も取得もしていないことを確認し、不開示(不存在)の原処分を行った。 (略) 3 付言 (1) (略) (2) 文書の特定について 諮問庁の理由説明書における説明や当審査会に対する説明から、処分庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を添付文書に記載されている想定問答集と限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法 1 条及び 3 条の趣旨に照らし、不適切と言わざるを得ない。 開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきであり、今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

	必要がある旨付言した例	
28-23	答申 28（行情）96 「技術基準検討委員会等の設置や委員等の選出に係る文書等の不開示決定に関する件」 平成17年度から平成20年度までの支出計算証拠書類という4つの行政文書ファイル（本件対象ファイル）内の全ての文書に対する開示請求について、本件の場合、行政文書ファイル名での特定はされているが、本件対象ファイルには国土交通省内部部局の支払いに関する多種多様の証拠書類が含まれ、その数量も120万枚に及ぶ極めて膨大なものであり、全ての文書について開示決定等をするには極めて長期間（20年10か月）を要し、業務の遂行等にも多大の支障を及ぼし、法11条を適用しても対応が不可能である旨の諮問庁の説明は首肯できるとした上で、このような開示請求は、一般に開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく超えていると認められ、本件開示請求においては、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定として不十分であるとする諮問庁の判断は妥当であると判断した例	2 請求文書①に係る原処分 of 妥当性について （略） （2）そこで、上記諮問庁の説明を踏まえ、請求文書①の開示請求に形式上の不備があるか否かにつき検討する。 （略） イ 請求文書①の開示請求における対象文書の特定の有無 法4条1項2号は、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定するところ、同号にいう「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることを意味すると解されている。 そして、法22条により、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供を行うこととされ、その一環として、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供することとされていることから、一般には、当該ファイル管理簿上の行政文書ファイル名の引用による特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえないとされている。 しかしながら、本件の場合、行政文書ファイル名での特定はされているが、本件対象ファイルには国土交通省内部部局の支払いに関する多種多様の証拠書類が含まれ、その数量も120万枚に及ぶ極めて膨大なものであり、全ての文書について開示決定等をするには極めて長期間を要し、業務の遂行等にも多大の支障を及ぼし、法11条を適用しても対応が不可能である旨の上記諮問庁の説明は首肯することができる。 そうすると、本件対象ファイル内の全ての文書の開示を求めることは、包括的大量請求といわざるを得ず、全ての文書について個別に開示・不開示の検討を行うとすれば行政事務に著しい支障が生じるおそれがあることが明らかであるから、このような開示請求は、一般に開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく超えていると認められる。 したがって、本件開示請求においては、法4条1項2号に規定する「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイル名を特定しただけでは足りず、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定として不十分であるとする諮問庁の判断は妥当である。
28-24	答申 28（行情）320 「特定日に特定警察署特定	2 原処分 of 妥当性について （略）

	課勤務であった特定警部の氏名が記載されている文書の不開示決定に関する件」 ・ 処分庁は、求補正において、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載では文書の特定が困難であり、開示請求に形式上の不備があることを説明しないまま、単に同欄の記載をまとめたものを補正依頼書に記載した上で、そのとおり特定してよいか確認しているにすぎず、仮に審査請求人が補正に同意していたとしても形式上の不備により不開示決定がなされたものと考えられ、このような求補正のやり方は法4条の規定の趣旨に沿うものではなく、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分は取り消すべきとした例	(3) 求補正の手續の妥当性について ア 上記(2)ウの処分庁が審査請求人に対して発出した補正依頼の書面について、諮問庁から提示を受けて当審査会において確認したところ、「開示を請求される行政文書の名称を特定するため、次のとおり補正を求めます。行政文書の名称について、「特定日に特定警察署特定課勤務(特定記載)であった男性警部の特定姓A(特定氏名Bではない。「特定地方裁判所の特定番号」に記載してある加害者の特定組織組員である特定氏名C及びD供述の「知り合いの警察官」のこと。)の氏名が記載してある書類1枚。」と特定してよいか」と記載されていることが認められる。 イ ところで、法4条2項は、開示請求書に形式上の不備があるため補正を求めるに当たり、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと定めているところ、当該補正依頼の書面には、上記アのとおりに特定してよいかと記載しているだけで、そもそも開示請求書及び上記(2)イの審査請求人から送られた文書2通の記載では、請求の対象となる文書の特定が困難であり、そのままではその請求に形式上の不備があることについては、何ら説明されていない。 また、処分庁からの補正依頼書に記載されている文書名は、別紙の2の本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載をまとめたものにすぎないと認められ、仮に審査請求人が当該文書名に補正することについて同意していたとしても、上記(1)イで述べたとおり、形式上の不備があるとして不開示決定がなされたものと考えられる。 ウ 以上のことからすると、開示請求書に形式上の不備があると認められる場合、処分庁としては、法4条の規定により、必ずしも開示請求者に対して補正を求める義務を負うものではないとはいえ、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましく、その際には、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないという同条の規定の趣旨に鑑みれば、本件における求補正のやり方はその趣旨に沿うものではなく、相当ではなかったといわざるを得ない。 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書以外の文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法が適用されないとして、また、本件対象文書につき、本件開示請求に対し審査請求人である開示請求者からその補正がなされなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、本件請求文書の全部を不開示とした決定について、本件対象文書を不開示としたことについては、審査請求人に対し、開示請求する文書の名称等について更に補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるから、取り消すべきであると判断した。
29-26	答申30(行情)19 「「学習用物品等の取扱いについて」(特定刑事施設)	3 原処分の妥当性について (1) 諮問庁が行った上記第3の2(9)の本件裁決は、要するに、原々処分の一部を取り消すものであったとはいえ、他方で、原々

	の不開示決定に関する件」 ・ 1回目審査請求に係る裁決は、原々処分中、一部の文書について不開示妥当として当該審査請求を棄却したものであるから、当初納付した手数料は、原々処分の手数料に充てられたものと認められ、上記裁決後の原処分において最終的に特定された文書の開示請求については、改めて手数料の納付が必要と判断した例	処分中、文書2及び4の開示請求について、行政文書の不特定という形式上の不備があるとして不開示としたことは、妥当であるとして、1回目審査請求を棄却したものであるから、法16条1項及び法施行令13条1項1号の規定に従い、本件納付手数料は原々処分の手数料に充てられたものと認められ、上記2のとおり経緯で最終的に特定された本件対象文書の開示請求については、改めてその手数料（1件分）を納付する必要があるといえる。 そうすると、処分庁においては、審査請求人に対し、当該手数料の納付につき補正を求めたにもかかわらず、これが納付されなかった以上、当該開示請求については、形式上の不備（手数料の未納）があるとして不開示とするほかはなく、これと同趣旨の上記第3の3の諮問庁の説明は、是認できる。
30-35	答申30（行情）171 「特定の情報公開請求がされた際に横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 別件の開示請求がなされた際に、探索されたファイルにつづられていた文書一切の開示を求める本件請求は、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は不存在不開示としているので、結論において妥当と判断した例	1 本件開示請求について（略） （2）別件開示請求に際して探索を行った部署やファイルなど、当時の探索状況を本件開示請求時点で確認することができなかったとする上記第3の2の諮問庁の説明は否定し難く、処分庁が当該請求文言により本件開示請求に該当する文書を特定することは困難であることから、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。 なお、異議申立人は、異議申立書及び意見書において特定のファイル2冊につづられた文書が本件開示請求に該当するため特定すべきである旨主張するが、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきであり、「特定の情報公開請求がされた際に、横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書一切」という本件開示請求書の文言では、上記のとおり、文書の不特定という形式上の不備により不開示となるものである。 処分庁は、本件開示請求に該当する行政文書を不存在につき不開示としているが、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があるので、原処分前に、異議申立人に対し開示を求める文書を特定するための請求文言の補正を求めるべきであったといえる。 しかしながら、本件開示請求については、請求文言の補正がなされていないので、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、不存在につき不開示としているので、結論において妥当であると認められる。
30-36	答申30（行情）264 「子宮頸がんワクチン副作用救済給付請求に係る調査報告書のうち接種から副	2 原処分の妥当性について （1）本件対象文書について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3（2））の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

	作用発症期間が28日以上経過して支給決定を受けたもの」の不開示決定に関する件」 薬事・食品衛生審議会に提出された「経過概要表」の「副作用等の発生及び処置等の経過」欄の記載から、副作用と認められた症状が確認された年月日は把握することが可能であるため、本件開示請求書の文言の一部を然るべき表現に改めることなどにより、文書を特定することは可能であると認められるとして、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例	(略) イ また、副作用救済給付の支給に関して医学的薬学的判定を要する事項を調査審議する薬事・食品衛生審議会には、「調査報告書」と併せて「経過概要表」が提出され、「経過概要表」の「副作用等の発生及び処置等の経過」欄には、具体的な年月日まで記載されていることは承知している。 ウ しかしながら、その情報の元となる副作用救済給付に係る「請求書」及び「診断書」のいずれにも、副作用等の発症時期を記入する欄がない。 また、「診断書」には「医薬品等を使用するに至った経緯並びにその後の経過」を記入する欄があるが、年月日が記入されている部分は、診察日や検査日といった情報であり、請求者が医療機関を受診した際に、医療機関で受診するまでの間の症状に係る経緯等について問診し、カルテから転記されていると思われる内容は、「〇〇年秋頃以降」や「〇年生頃」といった曖昧な回顧情報もある。 問診の際に請求者である患者から聴き取る情報は当該患者の記憶に頼らざるを得ず、個別の症状ごとに具体的な年月日まで診断書に詳記することは困難と考えられる。 エ 副作用救済給付に関する判定は、薬事・食品衛生審議会において、医薬品投与前後の症状の推移・経過を見て医学的薬学的見地から行われるが、発症年月日の厳密な判定までは行われず、接種日から副作用と認められた症状が現れるまでの期間は相当程度の幅をもって捉えられる情報であるため、本件対象文書を特定することはできない。 (2) 以上を踏まえ、検討する。 ア 「調査報告書」及び「事例概要及び症例経過概要表」は、いずれも薬事・食品衛生審議会に提出されるものであるが、当審査会において、審査請求に当たり審査請求人から提出された「経過概要表」を確認したところ、「投与期間」欄には、投与の年月日及び期間の記載があり、「副作用等の発生及び処置等の経過」欄には、症状及びその症状が発現した年月日、受診、入院等の年月日及び診断内容等の記載がある。 イ 医療機関で受診するまでの間の症状に係る経緯等については曖昧な回顧情報もあり、また、問診の際に請求者である患者から聴き取る情報は当該患者の記憶に頼らざるを得ないため、個別の症状ごとに症状の発現日を特定することはできない場合があるとする上記(1)ウの諮問庁の説明は是認せざるを得ない。 ウ 一方で、本件対象文書は、薬事・食品衛生審議会で副作用救済給付請求について支給決定がなされたものであることを踏まえると、医学的に厳密な意味での副作用の発現年月日であるかどうかはともかく、副作用と認められた症状が確認された年月日を「副作用等の発生及び処置等の経過」欄で把握することは可能であり、副作用と認められた症状が確認された年月日と「投与期間」欄に記載された年月日から、本件開示請求書の「接
--	---	--

		種から副作用発症期間が２８日以上経過して支給決定を受けたもの」の「発症」の記載を然るべき表現に改めることにより、本件対象文書を特定することが可能であると認められる。 したがって、開示請求者に補正の参考となる情報を提供するなどして求補正を行うべきであり、然るべき表現に改められた場合には、改めて文書の特定を行い、開示不開示を判断の上、開示決定等をすべきである。 したがって、原処分は取り消すべきである。
30-37	答申３０（行情）４９９ 「特定刑事施設が保有する所内例規に関する行政文書ファイル（特定期間）等の不開示決定に関する件」 審査請求人が開示を求める文書は十分に明確であり、処分庁が行った求補正は、開示請求内容を変えない限度での字句の修正や法上当然の前提事項を本件対象文書の内容に付加したものにすぎないなどと認められることから、たとえ、審査請求人が諾否を回答しなかったとしても、文書の特定が不十分なものとなるわけではないなどとして、原処分は取り消すべきと判断した例	２ 原処分の妥当性について （略） （２）形式上の不備について （略） イ 検討 （ア）別紙の１（１）の記載内容からすると、本件対象文書（１）に係る開示請求が、要するに、特定刑事施設が保有する平成２０年から平成２９年までの「所内例規」に関する行政文書ファイルに編てつされた行政文書全部の開示を求めるものであることは、十分に明確であり、また、別紙の１（２）の記載内容からすると、本件対象文書（２）に係る開示請求が、要するに、特定刑事施設が作成、保有する別紙の１（２）アないしスに掲げる各事柄について定めた例規（一部の規定がそれに言及しているものを含む。）の開示を求めるものであることは、十分に明確であるといえる。 そして、本件対象文書の開示請求に関し、処分庁が審査請求人に対して行った求補正（その内容は、別紙の２（１）及び（２）のとおり。）は、①開示請求に係る行政文書の表記につき若干の字句の修正を行ったことの外、②別紙の１（２）に関し、開示請求に係る行政文書（所内例規）を開示請求時点において保有しているものに限る旨及び③特定刑事施設で本件開示請求日現在適用されている所内例規の開示を求めるものである旨の文言を本件対象文書の内容に付加したものであるところ、上記①については、本件開示請求の内容を変えない限度での字句の修正であり、また、上記②については、法上当然の前提事項を本件対象文書の内容に付加したものにすぎず、さらに、上記③についても、審査請求人（開示請求者）の通常の意味解釈であって、審査請求人がこれに異を唱えることは考え難いような限定を本件対象文書の内容に付加しただけであると認められることから、たとえ、このような字句の修正や文言の付加につき、審査請求人が諾否を回答しなかったとしても、本件対象文書で開示を求める行政文書の特定が不十分なものとなるわけではなく、この点は、本件対象文書が多数に上ることが見込まれたとしても、そのことだけで直ちに上記の判断が左右されるものではない。

1-27	答申 1 (行情) 2 4 「特定日に海上幕僚監部法務室等において「個人資料」として保管されていた文書の一部開示決定に関する件」 ・ 本件開示請求は、特定部署が保有する全ての文書につき、特定の条件に合致するか否かを逐一確認しなければ、請求文書に該当するか否かを判断できない包括的な性質のものであることに鑑みれば、開示請求文言の求補正をもってしても、対象文書を特定することは極めて困難であったと考えられることから、処分庁が求補正等を行わないまま原処分を行ったことが法 4 条の趣旨に照らして直ちに相当ではなかったとまではいえず、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであったとして、原処分を結論において妥当とした例	1 本件対象文書について (略) (3) 開示請求に文書の不特定という形式上の不備がある場合、法 4 条の規定の趣旨に鑑みれば、行政機関の長としては、当該不備の補正が可能であると認められる場合には、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないが、本件開示請求については、処分庁は、求補正や開示請求内容の確認を行わずに、原処分を行った。 しかしながら、本件開示請求は、上記 (1) のとおり、特定部署が保有する全ての文書につき、特定の条件に合致するか否かを逐一確認しなければ、本件請求文書に該当するか否かを判断することができない包括的な性質のものであることに鑑みれば、開示請求文言の求補正をもってしても、対象文書を特定することは極めて困難であったと考えられ、処分庁が求補正等を行わないまま、開示請求者が開示を求める行政文書について原処分を行ったことが、法 4 条の趣旨に照らして直ちに相当ではなかったとまではいえない。 したがって、本件開示請求は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、本件開示請求に該当する文書 2 ないし文書 9 8 を特定し、その一部を不開示とし、文書 9 9 につき、これを保有していないとして不開示としているので、結論において妥当である。
1-28	答申 1 (行情) 1 6 5 「職員団体との交渉記録の開示決定に関する件 (文書の特定)」 ・ 職員団体との交渉記録について、別々の行政文書ファイルに編てつされていることのみをもって、相互に密接な関連を有する行政文書に当たらないとは言えず、令 1 3 条 2 項 2 号に該当すると解するのが相当とした例	3 文書 1 1 ないし文書 1 4 を特定しなかったことの妥当性について (1) 開示請求手数料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 (以下「令」という。) 1 3 条 1 項 1 号により、開示請求に係る行政文書 1 件につき 3 0 0 円とされているが、同条 2 項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書 (1 号) 又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書 (2 号) の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を 1 件の行政文書とみなし、手数料は 3 0 0 円で足りることとされている。 (略) (5) 上記 (3) 及び (4) を併せ考えると、原処分時特定文書については、決裁をとった年度に応じて、それぞれ別の行政文書ファイルに編綴されて管理されているものの、各文書の年度等に応じて区分して編綴されているとは認められない。また、加えて、上記 2 (5) を併せ考えると、別紙の 3 に掲げる文書を含め、厚生労働省において、交

		渉の年度や交渉相手である職員団体が異なっているにもかかわらず、相互に密接な関連を有する行政文書として取り扱われていると解される。このため、別々の行政文書ファイルに編綴されていることのみをもって、相互に密接な関連を有する行政文書に当たらないとは言えず、令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に当たると解するのが相当であると認められる。 したがって、別紙の2に掲げる文書11ないし文書14について、開示請求手数料が納付されなかったとは認められず、原処分において特定されるべきであったと認められる。 また、別紙3に掲げる文書15ないし文書34を追加して特定する場合においても、開示請求手数料は、併せて1件分の300円で足りるものと認められる。
1-29	答申1（行情）414 「非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁文書の開示決定に関する件（文書の特定）」 非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁文書について、複数の行政文書が同一の行政文書ファイルに編てつされていることから、令13条2項1号により編てつされている同一の行政文書ファイルごとに各1件の行政文書とみなすべきとした例	2 本件対象文書の特定の妥当性について (略) (2) 開示請求手数料については、令13条1項1号により、開示請求に係る行政文書1件につき300円とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(2号)の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、手数料は300円で足りることとされている。 (略) (5) また、当審査会において、諮問庁から、処分庁が開示請求対象文書として特定した52件の文書の提示を受けて確認したところ、上記(2)の諮問庁の説明のとおり、当該52件の文書は、非常勤職員の職種、決裁をとった年度又は規程等の改正内容が異なっていることが認められるが、そのうち、①文書番号7及び文書番号10ないし12、②文書番号16及び17、③文書番号21、23及び24並びに④文書番号30及び31の文書については、それぞれ行政文書ファイル名が同じであることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 (略) (6) そうすると、上記(4)イに掲げる各文書に係る開示請求手数料は、令13条2項1号により、編てつされている同の行政文書ファイルごとに各1件の行政文書とみなして算定すべきであることから、原処分に当たって算定した52件の文書に係る開示請求手数料は、本来は、46件分の13,800円であると認められる。
1-30	答申1（行情）437 「特定文書番号の文書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件」 本件は、当初、全部開	2 原処分の妥当性について (略) (3) 以下、検討する。 諮問庁は、上記(2)のとおり、当初処分の際は、別添一覧表の存在を見落とし、鑑部分、要請文書の案文及び契印押印用の発出先一覧の合計4枚のみを特定した旨説明する。しかしながら、処分庁

	示決定を行ったが、文書の特定漏れの指摘を受け、当初処分を取消し、新たに特定した文書の一部を不開示とする原処分を行ったところ、原処分に表示された文書名は当初処分の文書名と同じであり、処分庁の内情はともかく、原処分は全部開示である当初処分を部分開示に変更した不利益処分に該当すると解さざるを得ず、行政手続法13条1項に定める聴聞手続を経していない違法なものであり、取り消すべきとした例	の内情はともかく、表示されたとおりの内容の開示決定がされたと解すべきところ、当初処分の行政処分開示決定通知書の開示する行政文書の名称欄には「特定日付特定文書番号決裁資料一式」とのみ記載され、その内訳等の記載はないから、当初処分において、特定日付特定文書番号の決裁資料である本件対象文書の全てが特定され、その全部を開示する決定がされたものと解さざるを得ない。そうすると、原処分は、本件対象文書を全部開示とした当初処分について、これを取り消し、本件対象文書の一部を不開示とするものであって、当初処分を審査請求人に不利益に変更するものと認められる。 ところで、当初処分は、法3条に基づく審査請求人の開示請求に対する、本件対象文書の全部を開示する決定であるから、行政手続法上の許認可等（同法2条3号）に該当するものである。そして、原処分は、上記のとおり、当初処分を取り消すものであるので、同法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。そこで、処分庁は、原処分を行うに当たっては、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号に基づき、審査請求人に対して聴聞手続を行うべきであったといえる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、このような除外事由等がないにもかかわらず、原処分を行うに当たり、審査請求人に対して聴聞手続を行わなかったとのことであるから、原処分には手続上の瑕疵があるといわざるを得ない。以上のとおり、原処分に至る手続は行政手続法13条1項の規定に反する違法なものであり、既にこの点において、原処分は取消しを免れないものである。
1-31	答申1（独情）73 「医学部附属病院が保有する時間外勤務及び休日勤務に関する協定の一部開示決定に関する件」 審査請求人は、同一の文書（いわゆる36協定）に係る他の処分庁の決定における不開示部分が原処分のそれと大きく異なっており、原処分は誤りであると主張するが、特定の文書に係る不開示情報該当性に関して、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないとして、当該主張は採用することができないとした例	3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、同一の文書に係る東京労働局の一部開示決定における不開示部分が原処分のそれと大きく異なっており、処分庁は不開示情報該当性を誤って判断しているなどと主張する。 しかしながら、諮問庁は、東京労働局から当該決定に先立ち意見照会があったならば、処分庁として支障がある箇所を不開示とするよう回答しているところであるが、そもそもかかる意見照会がなかったために、不開示箇所の差異が生じたものであると説明するところ、特定の文書に係る不開示情報該当性に関して、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないことは明らかであるから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

2-12	答申 2（行情） 4 2 4 「特定個人が提出した審査請求書に関する不動産登記法 1 5 7 条 2 項に規定する意見に係る決裁文書の開示請求に係る不作為に関する件」 特定の個人が行った不動産登記法に基づく審査請求に係る行政文書の開示請求に対して、処分庁が開示決定等を行わなかったため、不作為による審査請求がされたところ、諮問庁が処分庁の不作為について、諮問庁が存否応答拒否という形で開示決定等をすべきとしていることを妥当とした例	1 本件開示請求について 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。不作為庁は、審査請求人から取下げの意思表示があったとして、これを受理し、本件開示請求に係る事務処理を終了した。しかしながら、その後、審査請求人から、取下げを撤回する旨の意思表示があったことから、不作為庁は、本件開示請求に係る処理は既に終了しており、取下げの撤回は認められないとして、開示決定等の処分を期限までにしなかったところ、審査請求人は、上記不作為についての審査請求を行い、本件対象文書の開示を求めているものと解される。 これに対し、諮問庁は、審査請求人には錯誤があったものといえ、取下げの撤回を認められないとした不作為庁の判断は相当ではなく、不作為庁は開示決定等を行う必要があるとした上で、本件対象文書の存否を答えることは、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示しない旨の決定をすべきとしていることから、当該不作為に係る審査請求に理由があり、不開示決定の処分を行わなかった不作為庁の判断は相当ではないとする諮問庁の上記説明を前提に、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。 (略) 4 本件不作為に関する諮問庁の意見の妥当性について 以上のことから、本件対象文書の開示請求に係る不作為につき、諮問庁が不作為庁の判断は相当ではないと認めた上で、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。
3-14	答申 3（行情） 5 2 5 「選定委員会資料・議事録（平成 3 0 年度開催分）の一部開示決定に関する件」 原処分及び諮問庁の理由説明書において、不開示部分とその理由の記載について合理性を欠く点及び不明確な点が少なからずある上、諮問庁に対して適切な補充理由説明書を提出するよう促しても、相応の時間を経ても提出されることがなかったことから、個々に不開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理	2 原処分の妥当性について (略) (4) 上記（1）ないし（3）の状況を踏まえ、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、原処分の内容を改めて精査の上、適切な補充理由説明書を提出し、審査請求人に対して正しい内容を説明するよう促したが、結局、相応の時間を経ても補充理由説明書が提出されることはなかった。 (5) 以上を踏まえると、そもそも原処分には、本件対象文書のうち不開示とした部分とその理由の記載について合理性を欠く点及び不明確な点が少なからずあると認められる。加えて、本件審査請求を受けた諮問庁の理由説明書において、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分について、審査請求人が開示を求めている部分についての認識を含め、説明が欠けているか、又は合理的な説明がされていない点が多数あることが認められる。そして、諮問庁に対してこれらの点について補充理由説明書を提出して是正することを促しても、相当な期間内にこれが行われない状況の下では、当審査会として適切な判断をすることができないといわざるを得ない。

	と説明をもって改めて開示決定等をすべきであるとした例	以上のことから、原処分における不開示部分のうち諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることが相当であるとは認められず、審査請求人が開示すべきとする部分について、本件対象文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理と説明をもって、改めて開示決定等をすべきである。
3-15	答申3（独情）46 「特定期間に特定施設においてX線撮影補助業務を行った者に係る外部被ばくによる線量の測定記録の不開示決定（不存在）に関する件」 法に基づく開示請求権の対象は、開示請求時点において「独立行政法人等が保有している」文書に限られている旨を明示し、開示請求を受けた処分庁が当該開示請求の対象となる文書を保有することになる時点まで法10条若しくは法11条の開示決定等の期限を延長し開示決定等を行うべきとする審査請求人の主張を退けた例	3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、近い未来において機構が当該測定記録を作成・取得しなければいけない法律上の義務があるのだから、法10条若しくは法11条で開示決定等の期限を延長し、開示決定をすべき旨主張する。しかしながら、法2条及び3条の規定によれば、法に基づく開示請求権の対象は、開示請求時点において「独立行政法人等が保有している」文書に限られており、開示請求を受けた処分庁が当該開示請求の対象となる文書を保有することになる時点まで、法10条若しくは法11条の開示決定等の期限を延長し、開示決定等を行うことはできず、審査請求人の当該主張を採用することはできない。
4-15	答申4（行情）281 「個別納税者の税務調査等に関し国会議員等が広島国税局等に口利きなどの介入を行った場合の経緯等を記載した文書について行政文書管理ファイル簿記載上の文書分類が分かる文書の不開示決定に関する件」 審査請求人が行政文書ファイル管理簿等に記載された情報の中から自身が求める情報のみを開示するよう求めたのに対し、行政文書のうちその	2 原処分の妥当性について （1）開示請求に係る行政文書の特定について（略） ウ 当審査会において、応接資料を確認したところ、前回処分の過程で処分庁が本件対象文書として「標準文書保存期間基準について（指示）」を特定する旨審査請求人に対して説明したところ、審査請求人から、そのような文書を送付したら直ちに訴訟を提起する旨等の反論が行われていることが認められる。 また、当審査会において、諮問書に添付された前回処分に係る審査請求書を確認したところ、審査請求人は、開示された「標準文書保存期間基準について（指示）」について、審査請求人が求める部分のみの開示を求めていることが認められる。 応接資料においても、審査請求人は、本件対象文書の中の「行政文書ファイル管理簿記載上の文書分類（大・中・小）が分かる文書」の具体的な内容について、審査請求人が意図する内容の文書がどの行政文書ファイルに載っているのか分かる文書の

	情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体を開示の対象として特定すれば足りるとした事例。 また、審査請求人の求める行政文書を特定するためには、悉皆的に文書の探索が必要となるなど、作業量が膨大となることが明白であり、行政の事務執行に支障が生じるとする諮問庁の説明を認め、文書を特定するに足りる事項が記載されていないとして、開示請求に形式上の不備があるとした例	開示を求める旨を回答していることから、審査請求人は、「標準文書保存期間基準について（指示）」や「行政文書ファイル管理簿」自体ではなく、これらのうち審査請求人の意図する部分のみの開示を行うことを求めているものと解される。 しかしながら、法2条2項及び3条の規定によれば、法に基づく開示請求権の対象は「情報」ではなく「行政文書」とされ、この「行政文書」は「当該行政機関が保有しているもの」に限られていることは明らかであり、この開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であると解される。そのため、開示請求者が、記録されている情報の面から開示を請求する行政文書を特定した場合であっても、当該行政文書のうちその情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体が開示の対象となるものというべきであり、換言すれば、行政機関の長は、開示決定等に当たり、当該行政文書全体を対象として特定すれば足り、新たに行政文書を作成又は加工して開示する義務まではないと解される。 エ また、法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、審査請求人が、本件対象文書として「標準文書保存期間基準について（指示）」や「行政文書ファイル管理簿」の開示を求めているものではないとすると、審査請求人の求める行政文書を特定するためには、全ての部署において悉皆的に文書の探索が必要となるなど、作業量が膨大となることが明白であり、行政の事務執行に支障が生じることが想定されるところ、諮問庁の上記第3の3（2）の説明は否定し難く、上記イの補正を行ったとしても、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められず、形式上の不備があるといわなければならない。
4-16	答申4（行情）548 「特定職員が特定期間に送受信した電子メールの開示決定に関する件」 対象となる職員や期間が特定されていたとしても、「送受信した電子メールの全て」の開示を求める請求について、行政文書の名称、分野、内容等が特定されていない上、いずれの部局が保有する行政文書なのか明らかではなく、各部局の行	2 原処分の妥当性について (1) 形式上の不備の有無について (略) イ 本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄には、本件対象文書のとおり記載されており、送受信の対象となる特定職員の氏名及び対象期間については具体的に記載されているものの、請求の対象とする行政文書は「送信又は受信した電子メールの全て」とされており、請求する行政文書の名称、分野、内容等が特定されていない上、いずれの部局、課室が保有する行政文書を請求しているのかについても明らかではないことが認められる。 ウ そうすると、本件の請求内容には種々の電子メールが想定され、どこまでを含むかは、本件開示請求書の記載からは明らかでなく、本件対象文書は、サーバ内にある各部局の共有フォルダ及び各部局の執務室にある行政文書ファイルを悉皆的に探索

	政文書ファイルを悉皆的に探索する必要があるから、文書を特定するに足る事項が記載されていないとして、開示請求に形式上の不備があるとした例	する必要があると認められることからすると、開示請求書の記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別することができないから特定が不十分であるとする諮問庁の上記第3の3の説明は否定し難く、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項が記載されているとは認められず、本件開示請求には請求の対象となる文書の不特定という形式上の不備があると認められる。
4-17	答申4（独情）21 「国選弁護士等の報酬及び費用の算定に対する不服申立てが採用された事件の採用理由が記載された文書の不開示決定に関する件」 法人のどの組織が保有する文書を請求するかを問う求補正に対し回答を得られず、対象文書が多数に上ることが見込まれたとしても、対象文書を特定できる場合には、該当する全ての文書を特定し開示請求手数料の不足があれば再度求補正をすべきであって、原処分に係る開示請求に法人文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないとした例	2 原処分の妥当性について （1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。 ア 開示を請求する文書として、「不服申立がなされた事件のうち、申立が採用された事件」と記載されているところ、特定の事件を想定したものか、該当事件全てを想定したものかは、開示請求書から明らかではなく、対象文書として「該当事件全て」と断定もできないことから、対象文書の特定のため、本件補正通知書1において、センターのどの事務所が保有する文書を請求するか、記載例として、「本部において管理する該当文書全て」等と記載するよう教示した上で、その旨の特定を行うよう補正を求めている。しかし、開示請求者からは、本部及び各地方事務所の全てを求める等の補正がなされなかったものである。 イ また、理由説明書（上記第3の3（1））のとおりに、本件補正通知書2においては、「年度」と「暦年」についての説明や「対象期間（例：『〇年〇月から△年△月』等）」を追記の上、法人文書を管理する事務所名につき記載例を示すなどして、審査請求人が補正の趣旨を理解できるよう努めており、それでもなお補正がなされなかったため、原処分を行っている。 （2）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 ア 開示請求書に記載を求められる「法人文書を特定するに足る事項」（法4条1項2号）は、独立行政法人等の職員が、当該記載から開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。 イ 当審査会において、諮問庁から標準文書保存期間基準表及び法人文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、理由説明書（上記第3の3（1））のとおりに、本件対象文書に該当すると考えられる法人文書は、不服申立てに対する判断を行った長によって、各地方事務所又は本部と保有が異なるものの、「不服申立書関係書類」又は「国選弁護士・国選付添人不服申立書関係書類」という法人文書ファイルにまとめられていると認められる。 ウ そうすると、審査請求人が開示を求める法人文書は、処分庁が保有する「不服申立書関係書類」又は「国選弁護士・国選付添人不服申立書関係書類」という法人文書ファイルのうち、2010年ないし2019年に不服申立てがされ、かつ申立てが採用された事件に関する文書であると解され、本件対象文書を

		特定することができない旨の諮問庁の説明は是認することができない。 エ 本件開示請求において、特定の事件を想定したものか、該当事件全てを想定したものかは、開示請求書から明らかではないとして、処分庁が審査請求人に対して行った求補正は、本件対象文書が含まれる法人文書ファイルの保有の状況を踏まえると、開示請求者の利便を考慮した措置であるとも考えられるが、当該求補正に対し、センターのどの組織が保有する文書を請求するかについて回答を得られず、本件対象文書が多数に上ることが見込まれたとしても、上記ウのとおり本件対象文書を特特定できることから、法人文書の特定が不十分なものとはならない。 オ したがって、本件開示請求においては、本件対象文書に該当する全ての文書を特定し、開示請求手数料の不足があれば再度求補正をすべきであり、本件開示請求に法人文書の不特定という形式上の不備があるとは認められない。
4-18	答申4（独情）66ないし68 「特定職員が特定期間を送受信した電子メール等の不開示決定に関する件」 ・ 特定職員が特定期間を送受信した電子メール等の開示請求について、送受信した期間を特定することではできない旨の諮問庁の説明を是認した上で、事案に即した参考情報を提供することなく行われた求補正は不当といわざるを得ず、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例	2 原処分の妥当性について （1）諮問庁は原処分の妥当性について、上記第3のとおり説明するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 開示請求書に記載を求められる「法人文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）については、法人の職員が、当該記載から開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載を要するものと認識している。 イ しかし、本件各開示請求において、開示請求者（審査請求人）は、特定職員が電子メールを送受信した期間を特定しているのみである。この開示請求内容では、法人文書の範囲は形式的、外形的には一見明確だが、新潟大学における法人組織の活動は多種多様であり、当該メールが含まれていると審査請求人が考える法人文書（ファイル）の個別具体的な名称や新潟大学が行う活動のうちいかなる内容に関する電子メール及びその添付ファイルの開示を求めるのかという情報を含まない本件各開示請求書の記載では、開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別することができないため、法人文書を特定するに足りる事項の記載としては不十分であると判断した。 ウ 審査請求人は、別件開示請求に対し、文書等を特定の上、部分開示決定を行っているという事実があり、そのことと原処分は明らかに矛盾すると主張するが、別件開示請求の場合、請求の対象とされた特定部特定課特定職位職員の業務については、新潟大学事務局事務分掌規程により事務の範囲が限定され得ることから、当該開示請求書に記載された内容を「特定職位職員が行う事務に関するメール及び添付ファイル」と解釈することにより、膨大な作業を行った上で、開示決定等を行ったものである。 一方、本件各開示請求においては、新潟大学の教員である特

		定職員A及び特定職員Bに関する情報の開示を求めている。大学の教員が行う業務に関しては、特定職位職員のような所掌範囲に関する規程やそれに類するもので機械的に区分されるものではなく、教育、研究、社会や地域に貢献する活動など、広範かつ多種多様であり、その範囲は個々の教員によっても異なるものである。 さらに、教員は人事上の所属組織としては一つであるが、活動を行う上では、学部や大学院を担当し、また、他の組織の教員との共同研究を行っている場合は当該組織など、複数の組織にまたがった活動を行う場合もあるため、一つの組織でのみ活動を行っている特定職位職員に係る開示請求と同様に文書特定を行うことは極めて困難である（極論すれば、対象となる可能性が明確に否定できる部局等を除き、新潟大学の全ての部局等で悉皆的に探索する必要が生じかねない）と考える。 また、メールサーバー上に残っている、特定職員A及び特定職員Bが送受信したメールから探索する方法があるのではないかという指摘も想定され得るが、当該職員が既に廃棄したものはメールサーバーには残っていないのであるから、結局は請求の趣旨から導かれる探索の範囲を不当に狭めることになりかねず、法人が保有している文書を探す方法としてこれを用いることは適切ではないと考える。 (2) 検討 当審査会において、諮問書に添付された開示請求書を確認したところ、諮問庁が説明するとおり、本件各開示請求は、特定職員A及び特定職員Bが電子メールを送受信した期間を特定しているのみであり、外に法人文書を特定する何らの情報も記載されていないことが確認できる。 また、教員である特定職員A及び特定職員Bの職務内容や範囲等に鑑みれば、当該記載のみでは新潟大学において法人文書を特定する（他の文書と識別する）ことはできないとする、上記諮問庁の説明は否定し難い。 したがって、本件各開示請求は、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が示されていないから、請求の対象となる文書の特定が不十分であるといわざるを得ず、これを特定するに足りる補正がされない限り、形式上の不備があるというべきである。 3 求補正の適切性について (1) 諮問庁は、本件各開示請求について以下のとおり求補正を行った旨説明する。 現状の請求内容では形式不備による不開示決定となる場合がある旨を明記した上で、補正例及び新潟大学の法人文書ファイル管理簿の掲載場所（URL等）を参考として記載し、開示を希望する内容を可能な限り具体的な表現で記載するよう求補正を行った。 (2) 当審査会において、理由説明書に添付された各開示請求に係る「法人文書開示請求書の補正について（依頼）」と題する文書を確
--	--	--

		認したところ、上記（１）のとおり記載されており、諮問庁から、法人文書ファイル管理簿の提示を受け、その内容を確認したところ、法人文書の個別具体的な内容が記載されていることは確認できる。 しかしながら、開示請求の対象とされた特定職員Ａ及び特定職員Ｂが、どのような業務に従事しているのかといった情報は全く示されていない。 （３）そこで、審査請求人の主張、上記２（１）の諮問庁の説明等を併せ検討すると、審査請求人は、別件開示請求と本件各開示請求との間には相違点があること、また、実際に文書を特定する上ではどのような情報が必要であるかを認識していなかったものと思料される。 （４）法４条１項２号は、開示請求書に形式上の不備があるため補正を求めるに当たり、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないと定めているところ、今般、処分庁が本件各開示請求について、開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項の記載が不十分である旨を告げた上で行った補正依頼の内容は、「文書を特定するに足りる事項が記載されていないこと」、「法９条２項に基づく形式不備による不開示決定となる場合があること」、「補正例の提示」及び「法人文書ファイル管理簿の掲載場所（URL等）」である。しかしながら、このような情報提供だけでは、適切に補正を行うことは容易ではないと認められるので、情報提供としては明らかに不十分であり、事案に即した参考情報（例えば特定職員Ａ及び特定職員Ｂが行っている業務の具体的な内容、これに関連する法人文書ファイル名の例示など）を提供して、開示を請求する文書の名称等について補正を求めるべきであった。したがって、本件における補正の手続は不当なものといわざるを得ない。 ４ 本件各不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。
5-32	答申５（独情）３６ 「特定部局全体で特定年度に出費した総額に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）」 ・ 開示請求のあった時点で存在しない文書の請求へと誘導する補正手続を行った上で当該文書を作成し開示した原処分は、	２ 本件対象文書の特定の妥当性について （１）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 ア 法人文書開示請求に対する補正について 当初の開示請求書の記載は、請求対象文書として、各年度の全契約書、全発注書及びそれらに付随する経緯文書等が含まれ得るものであって、著しく大量であったことから、請求者に電話確認を行ったところ、請求対象文書は、年度別出費額の合計金額のみであることが判明したため、法４条２項に定める補正依頼を、決裁を受けた紙文書で行い、請求者から補正後の開示請求書が提出され、機構が受理した。

	手続上の不備であり取り消すべきとした例	イ 本件対象文書を開示するために要した作業 (ア) 本件対象文書は、機構が利用する経理システムから出力したCSVファイルを基に作成した文書である。具体的には、開示請求者が求める、平成27年度ないし令和元年度における知的財産部及び同部が実用化推進部へ組み入れられた令和2年度以降は同年度ないし令和4年度における実用化推進部（以下、併せて「知的財産部（実用化推進部）」という。）全体で出費される全額の値を、当該CSVファイルを用いて集計し、集計された値を、別の文書作成ソフトに転記したものである。 なお、平成30年度に経理システムの変更があったため、文書1ないし文書3は特定経理システムA、文書4ないし文書8は特定経理システムBから出力したCSVファイルを基に集計した。 (イ) 上記集計に当たって行った作業は、以下のとおりである。 a 特定経理システムBから出力したCSVファイルの場合 は、部署別や予算科目別といった基準で抽出し、表示されている各列の執行額を足し上げることで各年度の知的財産部（実用化推進部）全体で出費される全額の値を算出した。 b 特定経理システムAから出力したCSVファイルの場合 は、上記aと同様の抽出作業をしても、表示されている各列に実際の執行額は記載されていないため、同ファイル上にある数値を用いて一定の計算をした上で、実際の執行額を算出し、知的財産部全体で出費される全額の値を算出した。 (ウ) 機構では、年度別に知的財産部（実用化推進部）全体で出費される全額の値を算出する必要は生じておらず、上記各CSVファイルにおいても他の法人文書においても、当該値そのものの記載はない。補正に係る電話のやり取りにおいて、開示請求者から、途中の細かい数字は不要であり最終の金額だけ求めるとの希望を聴取したことを受け、当該値を算出しなければ対応できないことから、上記作業を行うことを前提に、補正後の開示請求書を提出してもらったものである。補正を受け、求める金額を一見して分かるよう記載した文書を作成し、本件対象文書として特定したものであり、開示請求者の意に沿う対応をしたものとする。 (2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 ア 経理システムから出力したCSVファイルを用いて全額の値を算出する集計作業を行い、当該値を別の文書作成ソフトに転記するといった、本件各開示請求受付後に新規作成した法人文書を本件対象文書として特定し、開示決定した上記(1)イ(ア)の処分庁の対応については、法に基づく開示請求権は、開示請求時点で保有する法人文書があるがままの形で開示することを求める権利であるから、是認できない。 イ 諮問庁は、経理システムから出力されるCSVファイルには、本件請求文書に該当し得る「出費される全額の値」そのものの
--	----------------------------	--

		記載はない旨説明し、また、補正に係る経緯について上記（１）ア及びイ（ウ）のとおり説明する。この点、当審査会において諮問庁から提示を受け、補正依頼文書及び補正に係る記録メモ等を確認したところ、審査請求人との電話のやり取りを基に、請求する文書名を、補正後の開示請求書の記載のとおり修正するよう依頼したことは確認できるものの、電話において実際にどのような情報を提供したのかの記録は確認できない。 そこで、当審査会において諮問庁から提示を受け、補正前の開示請求書を確認したところ、「１．請求する法人文書の名称等」には、「知的財産部（実用化推進部）全体で毎年、発注書や契約書により、出費される全額の値に関する文書」と記載されており、当該記載からは、現金出納帳のような会計帳簿を求めるのか、領収書のような証憑を求めるのか等、どのような文書を請求するのか特定し得ないと認められる。 ウ 以上を踏まえると、本件求補正は、請求する文書名を、「出費される全額の値」の記載はないと諮問庁が説明する、経理システムに関する文書に修正させるものであったと解さざるを得ず、補正の手續に問題があったものといわざるを得ない。 エ したがって、開示請求者に対し、本件各開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために、機構が保有する法人文書について適切な情報提供を行い、開示請求する法人文書の名称等について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、原処分は取り消すべきである。
5-33	答申５（独情）４４ 「「特定職員が作成した職業評価に書かれている診断名と主治医意見書等に書かれている診断名が一致していない当該評価」等の不開示決定に関する件」 ・ 開示請求書の記載どおりの文書を特定するためには、特定施設が保有する約１万件の個別管理された台帳を悉皆的に探索する必要があり、機構の事務執行に支障が生じるほどの作業を行うことは現実的ではないとする諮問庁の説明を認め、「法人文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められないとした例	３ 対象文書２に係る決定の妥当性について （１）対象文書２の特定について ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 （ア）対象文書２にある職業評価とは、相談者の就職の希望等を把握した上で、面接や心理的検査、職業適性検査等を通じて職業能力、適性等を把握するため、特定施設で実施しているものであり、その結果は、障害者台帳に記録している。 特定施設では、令和３年度時点で３０年分、約１万件（人）に及ぶ障害者台帳を保有しており、相談者の機微情報が含まれることから個人別の保管ケースに収納し、当初作成年度ごとに一冊にまとめることはしていない。また、主治医の意見書等の有無を一覧にしたリスト等は作成していない。 （イ）対象文書２に該当する法人文書を特定するためには、個人別に保管ケースに収納されている障害者台帳等を１つずつ取り出し、１枚１枚書類を確認して主治医の意見書等の有無を調べる必要がある。また、主治医の意見書等が保管されていた場合は、同台帳の評価結果欄を確認し、対象文書２に該当する法人文書であるか否かを判断する必要がある。 このように、全ての障害者台帳を悉皆的に探索しなければ特定することができないため、その作業量は著しく膨大となり、機構の事務執行に支障が生じることから、探索範囲の限

		定が可能となるよう、障害種別や期間等の絞り込みを依頼したものである。さらに、個人別に保管されている同台帳は、個別の法人文書であることから、悉皆的な探索を求めるものであると解した場合、探索する件数分の開示請求手数料を要するのが相当であると考える。 社会通念上、約1万件分の開示請求手数料を納付し、機構の事務執行に支障が生じるほどの作業を求めることは考え難いものの、本件開示請求書にある対象文書2に係る記載のままで、同作業を求める請求であると解するほかなく、同作業を行うことは現実的ではないことから、開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別することができず、文書の不特定という形式上の不備があると判断したことは妥当である。 (ウ) なお、上記台帳は各利用者の保有個人情報であることから、特定施設で文書の特定に係る作業を行い得る事務職員や時間帯はおのずと限られ、当該条件の中、機構の事務執行に支障が生じない範囲で同作業を全て終えるには、約10年を要する。 イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 (ア) 法が、開示請求者に対し、開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解される。そして、開示請求書に記載を求められる「法人文書を特定するに足りる事項」(法4条1項2号)は、独立行政法人等の職員が、当該記載から開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。 (イ) そこで検討すると、本件開示請求書にある対象文書2に係る記載のままで、特定施設が保有する、約1万件(人)の個別管理された障害者台帳を悉皆的に探索する必要があること及び同探索方法に係る諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。 このような探索を求める開示請求は、機構の事務執行に支障が生じるほどの作業を求めるものであり、同作業を行うことは現実的ではないことから、開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別することができないとする諮問庁の説明は、否定し難い。 (ウ) よって、対象文書2に係る開示請求書の記載は、法4条1項2号に規定する法人文書の名称その他の開示請求に係る「法人文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められず、形式上の不備があるといわなければならない。 (2) 求補正の経緯等について 当審査会において、諮問書に添付された補正に係る文書を確認したところ、審査請求人が求める法人文書を特定することが困難である旨を明記した上で、特定し得るすべとして、障害種別や期間等の絞り込みをするよう補正の求めを行っていることが認められ、当該補正に係る回答がされなかったものと認められる。
--	--	---

		上記求補正の手続は、法4条2項の規定の趣旨に照らして、特段不適切な点は認められず、求補正の期間について、処分庁が定めた補正期間が不当に短いものとも認められない。 (3) したがって、対象文書2につき、形式上の不備があることを理由に不開示としたことは、妥当である。 別紙（本件対象文書） 1 特定職員が作成した職業評価に書かれている診断名と主治医意見書等に記載されている診断名が一致していない当該評価 2 特定施設が保有している職業評価のうち、職業評価に書かれている診断名と主治医意見書等に記載されている診断名が一致していない当該評価 3 特定施設長が特定文書において、「特定記載」と記載しているので、診断名を一律に評価結果に転記しない事由及び根拠
5-34	答申6（行情）84 「特定の開示決定等で特定されるべき文書の一部開示決定に関する件」 ・ 審査会において既に本件と同旨の審査請求に関する諮問に対して判断を示していること（以下「先例答申」という。）が顕著である事案について、諮問庁が先例答申における説明内容を維持し、審査会においても改めて審議したところ、先例答申における対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性に係る結論と判断を異にすべき事情が見られないことから同様の結論に至ったとした例 ※先例答申の判断部分を別紙として記載。	1 本件開示請求について 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。 これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。 2 先例答申について (1) ところで、本件においては、当審査会が、既に本件と同旨の審査請求に係る諮問に対し、令和5年度（行情）答申第606号（以下「先例答申」という。）として判断を示していることが、当審査会に顕著である。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁としては、先例答申の第5に記載されている諮問庁の説明内容は、全て本件においても同趣旨を維持するとのことであった。 (2) そこで、以下においては、上記（1）に述べたところを前提として検討する。 (3) ちなみに、本件対象文書は、別紙の2記載の27文書であるところ、先例答申における対象文書（以下「先例対象文書」という。）は28文書となっているが、先例答申の内容と本件対象文書を対比すると、これは本件対象文書である文書3が、先例答申の事案においては、かがみとその余の部分に分けて開示されたことから2つの開示文書として扱われたことによるものであって、本件対象文書と先例対象文書は、各文書の文書番号は異なるが、同一の文書であると認められる。 関連して、先例答申において開示すべきであるとされた同答申別紙の3の文書23は、本件対象文書における文書22と同一の文書である。

		3 本件対象文書の特定の妥当性について 当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の特定の妥当性については、先例答申における対象文書の特定の妥当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙2に記載した部分と同一である（なお、2 （1）ア中に「第3の3（2）」とあるのは、「第3の3（3）」に、同イ中に「文書28」とあるのは、「文書27」に改める。）。 4 不開示部分の不開示情報該当性について 当審査会において改めて審議したところ、この点についても、先例答申における不開示部分の不開示情報該当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙3に記載した部分と同一である（なお、冒頭部分（柱書き）に「文書25」とあるのは、「文書24」に改める。）。
○	〔再掲〕 答申6（行情）11 「特定空港事務所特定課職員のメール送受信記録の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 開示請求文書を狭く捉えた原処分 of 妥当性を否定し、文書の不特定という形式上の不備とならないよう適切に情報提供及び求補正を行った上で改めて開示決定等をすべきと判断した例	整理番号5－25の答申参照
○	〔再掲〕 答申6（行情）283 「情報公開・個人情報保護審査会第3部会が作成した・取得した文書の不開示決定に関する件」 ・ 開示請求の対象行政文書の特定のために諮問番号等の回答を求めた求補正に対する回答がなく、形式上の不備が補正されなかったことを理由に不開示とした原処分について	整理番号23の答申参照

	て、審査請求人が開示を求める文書が特定されたと認められないから、妥当であるとした例	
6-27	答申 6（行情） 388 及び 389 「核兵器禁止条約」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定に関する件」 ・ 開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例	2 原処分 of 妥当性について (略) (2) 形式上の不備について (略) ウ 本件対象文書 1 に係る開示請求は、核兵器禁止条約に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めるものである。 当審査会において、本件対象文書 1 に係るやり取り資料を確認したところ、処分庁は、審査請求人に対し、求補正の際に例示した文書の内容がつづられている行政文書ファイルの名称については、判明次第知らせる旨を告げながらこれを行わずに原処分 1 をしたものと認められる。 本件の場合、処分庁が当該求補正において例示した内容や行政文書ファイルの名称等について更に情報提供を行ってれば、審査請求人が開示を求める文書の特定ができた可能性があり、処分庁はそのような情報提供を行うことを検討すべきであったと考えられる。また、仮に、例示した文書の内容がつづられている行政文書ファイルの名称が判明しないのであれば、その旨を開示請求者に告げた上、更に開示請求者の意図を確認し、求める文書の特定を行うべきであったと認められる。 よって、本件対象文書 1 に係る処分庁が行った求補正については、それが適切なものであったとは認め難く、当該求補正に対し審査請求人から回答がなかったことをもって直ちに文書不特定という形式上の不備を理由として不開示とした原処分 1 は、処分に至る手続の不備により正当性を失ったものであるといわざるを得ない。 エ 本件対象文書 2 に係る開示請求は、「例示したものがつづられている行政文書ファイル」に該当するものの全ての開示を求めるものであり、当審査会において、本件対象文書 2 に係るやり取り資料を確認したところ、本件対象文書 1 に関連した文書を求めるものと認められる。 原処分 2 において、処分庁が行った情報提供とは、電子政府の総合窓口（e-GOV）を教示するのみと認められる。 本件の場合、本件対象文書 1 に関連した請求であることは明白であることから、例えば、本件対象文書 1 に係る求補正 において、審査請求人に提示した文書に関する各行政文書ファイルの名称や他の核兵器禁止条約に関する文書等について更なる情報提供を行うべきであったと考えられる。 そうすると、当該求補正は、文書の特定に有用な情報は何ら提供されておらず、また文書の特定に必要であったとする文書名やファイルの名称を絞り込むためになされたものであったとはいえない。

		よって、本件対象文書2に係る処分庁が行った求補正については、それが適切なものであったとは認め難く、当該求補正に対し審査請求人から回答がなかったことをもって直ちに文書不特定という形式上の不備を理由として不開示とした原処分2は、処分に至る手続の不備により正当性を失ったものであるといわざるを得ない。 オ したがって、本件各開示請求については、開示請求者に対し、適切な情報提供を行った上で、開示を求める文書を特定するに足りる事項について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分は、取り消すべきである。
6-28	答申6（行情）721ないし723 「特定医薬品に係る特定事項に関する文書の不開示決定に関する件」 開示請求者が対象文書を特定することなく、処分庁に対して特定医薬品に関する疑問への回答を求め、求補正にも応じなかった事例について、具体的にどのような文書の開示を求めているのか明らかにされていないとして、形式上の不備による不開示決定を妥当と判断した例	2 原処分の妥当性について （1）対象文書の特定について （略） イ 当審査会において、本件各開示請求書を確認したところ、「請求する行政文書の名称等」欄には別紙のとおり記載されており、その内容は、審査請求人の疑問に対する回答を求めるものと解され、当該文言だけでは、具体的にどのような文書の開示を求めているのか明らかでなく、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。 審査請求人は、対象文書を特定することなく、法に基づく開示請求により、特定物質Aが特定医薬品X（又は特定医薬品Y）に含まれているかどうかの事実を知ろうとしているものと解される。しかし、法による開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政文書を新たに作成したり、加工したりする義務はなく、開示請求の対象とされた行政文書を特定し、特定された行政文書の開示・不開示の妥当性を判断するものである。 このため、本件各開示請求には、請求の対象となる文書の不特定という形式上の不備があるといわざるを得ない。
6-29	答申6（行情）893及び894 「特定職員が特定期間送信した電子メールのうち特定の文言を含むものの不開示決定（不存在）に関する件」 複数回にわたって求補正の手続が行われた場合には、開示決定等の期間に算入されないのは、実際に補正に要した日数のみであり、一の補正が済	3 審査請求人のその他の主張について （1）審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、原処分1につき、補正に要した日数は期間に算入しないとしても、開示請求があった日から六十日以内の期限を超過していると主張する。 当審査会において、本件審査請求1に係る諮問書（令和6年（行情）諮問第899号）に添付された求補正に係る書面の写しを確認したところによれば、原処分に至るまでの求補正等の経緯は、おおむね上記第3の1（2）のとおりであり、また、4回にわたる求補正に係る書面に記載された各回答期限（いずれも令和5年）は、順に、2月14日、3月1日、同月23日及び4月26日であったことが認められる。 法10条1項ただし書は、法4条2項の規定により補正を求めた場合にあっては、「補正に要した日数」は開示決定等の期間には

	んだ後次の補正依頼までの期間は開示決定の期間に算入され、また、求補正に対する回答がされなかった本件においては、開示決定等の期間の算入の関係では、当該求補正の回答期限をもって当該補正に要する日数が終了したと扱うべきであるとした例	算入されない旨定めるところ、上記のように複数回にわたって求補正の手続が行われた場合には、開示決定等の期間に算入されないのは、実際に補正に要した日数のみであり、一の補正が済んだ後次の補正依頼までの期間は開示決定の期間に算入され、また、求補正に対する回答がされなかった本件においては、開示決定等の期間の算入の関係では、当該求補正の回答期限をもって当該補正が済んだと扱うべきであるから、法10条2項による期間延長の手続が採られていない以上、原処分1には、同条1項の30日の開示決定の期間を超過した瑕疵があるものといわざるを得ない。しかしながら、既に原処分1が行われている以上、当該瑕疵を理由として原処分1を取り消す実益がないので、本件では、その点は原処分1の効力を左右するものではない。
○	〔再掲〕 答申6（行情）1018 「特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる個人が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定に関する件」 ・ 開示請求書添付の写真から識別可能な特定の個人に関し、①特定庁舎に勤務する職員である事実及び②特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、職務専念義務がなかったことが分かる文書の開示を求める請求について、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないが、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する上記①及び②の各事実の有無という法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否すべきであったとした例	整理番号18の答申参照
6-30	答申6（独情）118 「特定年度に職員が特定容疑で現行犯逮捕されたため減給処分を受けた事案に関する文書等の不開示決定に	2 原処分の妥当性について (1) 本件対象文書1について ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 (ア) 開示請求書には、「九州大学職員くん」との記載があるが、

	関する件」 ・ 個人の特定がされないという形式上の不備を理由として不開示とされた原処分について、処分庁において開示請求書の記載に沿った事案の特定は可能であり、個人の特定も可能となることから、該当の文書を特定し開示決定等をすべきであるとした例	どの職員が特定するために再三請求内容の確認を求めたが、開示請求者から個人の特定はされなかった。開示請求者が請求する法人文書については、法人文書の名称等から当該事案に係る個人を類推することは可能であるが、個人の特定は、開示請求に当たり請求事項の根本をなすものであり、最終的に個人を特定するのは開示請求者本人以外にはいない。また、個人の特定がされていない中では、個人の権利を保護するためにも、個人を大学が自ら公にすることはできない。 (イ) 職員の懲戒処分についてはウェブサイトで公表しているが、特定年度に特定内容で懲戒処分を行った事案を確認したところ1件であった。 イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 (ア) 開示請求書に記載を求められる「法人文書を特定するに足る事項」(法4条1項2号)は、独立行政法人等の職員が、当該記載から開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。 (イ) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、「1請求する法人文書の名称等」の欄には、別紙の1のとおり記載されていると認められる。諮問庁は、上記アのとおり説明するが、同(イ)の状況を踏まえると、本件対象文書1に係る当該開示請求書の記載に沿った事案の特定は可能であると認められ、また、別紙の2に掲げる当該事案の公表資料について、これが当該事案に係る「公文書一切」に該当することは明かであると認められる。 (ウ) したがって、本件対象文書1については、九州大学において、少なくとも、別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであることから、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは取り消すべきである。 (2) 本件対象文書2について ア 当該事案について特定ができることについて、上記(1)イ(イ)にて判断を示したとおりであるが、事案の特定が可能であることすなわち処分庁においては個人を特定することが可能であり、当該処分が特定年度に行われたとすると、特定年度に職員であったことは明かであるから、特定年度の当該職員の出勤簿及び休暇簿については保有していると認められる。 イ よって、本件対象文書2については、九州大学において、少なくとも別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであることから、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは、取り消すべきである。 (3) 本件対象文書5の求補正の経緯について ア 諮問庁は、開示請求書の記載では文書の特定ができないとして、審査請求人に対し、「送信した電子メール」についてどのよ
--	---	--

		うな情報の開示を希望するのかについても記載するよう求補正を行ったが、原処分までに何ら回答はなく特定はできなかった旨説明する。 イ 当審査会において、諮問書に添付された補正に係る各文書を確認したところ、求補正の内容は上記アのとおりであると認められる。 ウ 求補正の妥当性について検討すると、法4条2項の規定のとおり、求補正においては、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるべきであり、本件の場合、例えば開示請求書に記載された「他職員のPC内のもの」についてどの範囲の職員のことを求めるのか、「印刷した紙」であれば、どのような法人文書ファイルに保存されたメールを求めるのか具体例を示して情報提供を行い、審査請求人の指定により本件請求に係る探索の対象となるファイル等の特定がされれば、各ファイルに保存された文書はそれぞれ1文書として特定できるのであるから、そのような情報提供を行うことを検討すべきであったと考えられる。 しかしながら、処分庁の上記求補正に際しては、文書の特定に有用な情報は何ら提供されていない。また、文書の特定に必要であった範囲を絞り込むことを意図したものと解し得るような求補正であったとも認め難い。 よって、本件において処分庁が行った求補正については、それが適切なものであったとは認め難く、当該求補正に対し審査請求人から回答がなかったことをもって直ちに文書不特定という形式上の不備を理由として不開示とした原処分は、処分に至る手続の不備により正当性を失ったものであるといわざるを得ない。 エ したがって、本件開示請求については、開示請求者に対し、適切な情報提供を行った上で、開示を求める文書を特定するに足りる事項について補正を求め、請求の対象とされた各文書の管理形態やその性格からみて、それぞれが独立した文書として取り扱われるべきものである場合には、文書の数に応じて手数料の納付が必要となるのであるから、適切な手数料を求めた上で開示決定等を行う必要があると認められるので、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは取り消すべきである。
--	--	--